

. 海外の動向

1. 海外の動向に関する事例調査の趣旨と対象

本章では、社会的責任投資が活発に行われている各国において、どのような制度や組織が設けられ、社会的責任投資が支えられているかを明らかにする。その際特に、市民の預金や出資金を原資として、NPO やコミュニティビジネス活動組織に対する融資や投資を行うしくみに重点をおいて調査分析を行うこととする。

本調査の対象としては非営利セクターの活動や社会的責任投資が先行する欧米諸国が中心となるが、そのなかでも、下記の視点から、米国、オランダ、英国の3カ国を採り上げることとする。

米国では、低所得者層やマイノリティへの対応、都市の荒廃などの社会問題が深刻化するなかで、低所得者等への住宅整備事業や雇用確保事業などが地域開発法人や NPO により進められてきた。また、こうした組織の活動を支える専門金融機関が多数存在するとともに、地域再投資法（CRA）や地域開発金融基金（CDFI 基金）などの法や制度も充実している。

オランダは、伝統的にキリスト教会組織が行政と役割分担しながら公的サービスを担ってきた背景があり NPO 活動も拡大している。そうしたなかで、NPO の活動を評価する機関（CBF）や、非営利活動を支える世界的に有名な金融機関（トリオドス銀行）などが活動を展開している。

また、英国は伝統的にボランティア団体の裾野が広いが、近年行政のスリム化への対応や、非営利セクターのビジネス化の流れの中で、ソーシャルエンタープライズ確立を政府も支援しており、官民共同の投資ファンドや専門金融機関の認定などが行われ活動が拡大している。

以上のような各国の動向を調査分析することにより、わが国において社会的責任投資を進めるにあたっての示唆を得るものとする。

2. 米国の動向

(1) 米国における社会的責任投資を支えるしくみの概要

米国では、貧困層の生活条件の悪化や、コミュニティの荒廃というものが、大きな社会問題となり、こうした背景から低所得者層やマイノリティに対する住宅供給や雇用の確保といったものに対して政策的な重点がおかれてきた。

これらの事業の取り組みは、米国では「コミュニティ開発」と称されるが、コミュニティ開発に関わる事業は、政府や地方自治体だけでなく、地域開発公社（CDC：Community Development Company）³やNPOなどによって広く実施されている。地域開発公社やNPOといった組織は、自ら資金を集め、リスクを負って事業を行うが、こうした組織や事業を支えるための法律や制度、専門金融機関や中間支援組織が充実しているのも米国の特徴である。

コミュニティ開発や非営利セクターのまちづくり事業を支える法制度としては、地域再投資法（CRA）や、地域開発金融基金（CDFI 基金）などがあり、その下で、様々な形態の地域開発金融機関（CDFI：Community Development Financial Institute）が存在し多様な活動を行っている。こうした法律や制度は、金融機関のコミュニティ開発事業への融資や投資、また地域金融機関への投資を促進するものとして機能している。

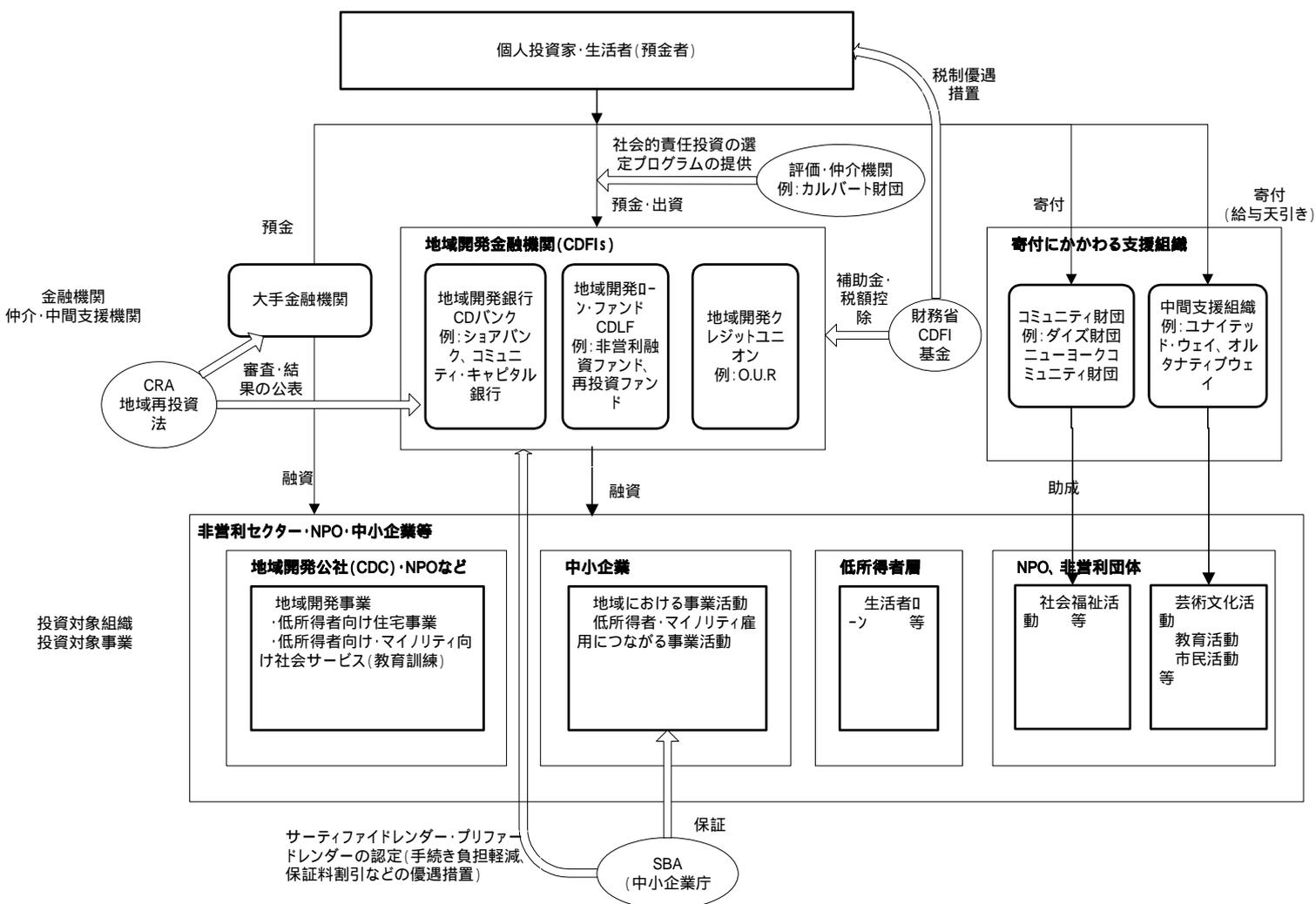
さらに中間支援組織の活動も活発である。NPOの事業を評価する組織なども設置されており、個人投資家が社会的責任投資を行うにあたって参考となるような情報の収集・分析を行い、情報提供を行うなど、投資対象の選別を行いやすい環境が整っているといえる。

また、米国では個人による寄付活動も活発であるが、寄付についても資金調達や配分の面から活動を支えるコミュニティ財団や、給与天引き等のしくみで寄付制度を仲介する支援組織が充実している。

本節においては、社会的責任投資のうち、コミュニティ開発など、非営利セクターの事業に対して、市民の預金や出資金を原資として融資や投資を行うしくみに重点を置きながら、米国の特徴といえる、法律や制度、専門金融機関、中間支援組織、寄付活動、について以下で整理を行う。

³ 地域開発公社（CDC：Community Development Company）とは、低所得者向けの住宅開発や中小企業向貸付などを主たる目的とした非営利組織。低所得者向け住宅の供給では全米最大の供給セクターに成長しているといわれる。

米国における社会的責任投資を支えるしくみと資金の流れ⁴



⁴ 本章における事例調査の趣旨でも述べたように、ここでは、市民の預金や出資によりコミュニティ開発等への融資や投資を行うしくみを中心に検討を行うため、SRI投資などについては省略している。

(2) 社会的責任投資を支える法律や制度

米国では、社会的責任投資を支える法制度や、専門的な金融機関への助成制度などが確立されている。地域再投資法（CRA）や地域開発金融基金（CDFI 基金）は、その代表的なものである。

地域再投資法（Community Reinvestment Act：CRA）

地域再投資法（CRA）は、金融機関⁵に対して、自らが立地するコミュニティ、とくに所得が低いコミュニティに対する金融サービスの提供を義務付けるものであり、地域の低所得者に対して差別のない業務執行を求める法規制となっている。

同法は1977年に制定されたが、1995年以降政府部門の役割を民間金融機関にも担わせ、住宅建設などの社会資本整備を行わせることを目的として、CRA法の運用が強化された。その目的は、低所得者への金融サービスの提供、人種差別の撤廃といったものだけでなく、地域コミュニティにおいて資金循環を調整する役割を、地域に立地する金融機関に強く求める動きであったといえる。

地域再投資法では、金融機関に対して、貸出、投資、サービスの3つの項目について審査が行われる。貸出や投資については、当該金融機関の貸出、融資がコミュニティ開発に関連しているか、適切な額を投資しているか、所得階層や企業収益階層の別なく貸出が行われているかなどが審査される。またサービスについては、語学に堪能な職員を配置してマイノリティに配慮しているか、また地域において金融教育のボランティアをしているか、などの点が審査される。

審査基準を満たしていない場合、行政処分や刑事罰などの罰則は定められていないものの、支店の設置や合併・買収などの事業拡大に関する認可は条件付での承認、あるいは却下されるということになる。このため、成長志向の強い金融機関にとっては守らざるを得ない規制となっている。

地域開発金融基金（CDFI 基金）

地域開発金融基金（CDFI 基金）⁶は、コミュニティ開発を手がける組織を、「地域開発機関（CDE：Community Development Entities）」として認定⁷し、CDEに投資する個人に対して税制優遇などの支援を行ったり、またCDEのうちコミュニティ開発に対して融資を行う金融機関を「地域開発金融機関（CDFI：Community Development Financial Institute）」として認定し、補助金等の助成を行っている。

⁵ 対象となる機関は、預金保険公社（FDIC）の預金保険の対象となっている金融機関。信用組合や一般個人等から預金を集めていない完全ホールセール金融機関は対象とならない。

⁶ the Reigle Community Development and Regulatory Improvement Act（リーグル地域開発および規則改善法）に基づき1994年に設立される

⁷ 2006年3月1日現在のCDE数は2,206団体。

基金を運営する組織は財務省に置かれ、CDFI プログラム（認定 CDFI に対する補助金を含む財政的・技術的支援）、新市場税制優遇措置（税額控除）、バンクエンタープライズアワードプログラム（コミュニティ開発や CDFI へ投資した金融機関に対する報償制度）、ネイティブイニシアチブ（アラスカ、ハワイ地区などにおける CDFI の創設に対する財政的、技術的支援）の 4 つの事業を柱として行っている。

CDFI プログラムにおける補助制度では、2004 年には認定 CDFI のうち 68 団体に対して総額 4,670 万ドルの支援が行われている。

また、税制優遇措置は認定地域開発機関（CDE）への個人投資家の投資を促進するための制度で、認定地域開発機関への投資を行った場合、連邦税額の 39%までが 7 年間にわたって税額控除されるものである。

以上のように、CDFI 基金は専門金融機関だけでなく個人投資家、金融機関にインセンティブを与えるなど多面的な支援ツールを確立することで、コミュニティ開発や社会問題の解決を目的とした事業への資金の流れを太くするしくみとして大きな役割を果たしている。

（3）専門金融機関（地域開発金融機関（CDFIs））

地域開発金融機関は、低所得者層やマイノリティ、非営利法人などへの貸付を主に行っている機関で、設立目的や事業内容、財務状況などが財務省による認定にあたっての審査の項目となる⁸。財務省 CDFI 基金により認定された地域開発金融機関（CDFIs）は 2006 年 3 月現在 748 機関にのぼっている。

地域開発金融機関には、下表にあげたような地域開発銀行、地域開発クレジットユニオン（Community Development Credit Union）、地域開発ローンファンド（Community Development Loan Fund）、地域開発ベンチャーキャピタル（Community Development Venture Capital）などの形態がある。以下では、地域開発銀行（Community Development Bank）と、小規模ながら全米で 500 を超える数の設置がある地域開発ローンファンドの概要を整理する。

⁸ 原則として、低所得者層、マイノリティ、非営利法人への融資等の事業サービスが全事業の 60%以上を占めることが条件となっている。

CDFI s の種類と概要

機関タイプ	Community Development Bank/Holding CO. (地域開発銀行)	Community Development Credit Union (CDCU、地域開発クレジットユニオン)	Community Development Loan Fund (CDLF、地域開発ローンファンド)	Community Development Venture Capital (CDVC、地域開発ベンチャーキャピタル)
機関数 (2006年3月)	78	144	504	22
性格	法定金融機関(銀行)	法定金融機関(信用組合)	金融仲介組織	投資組織
業務内容	銀行業務全般	銀行業務全般	個人・法人への融資、事業・組織運営に関する助言・訓練等の支援	小企業への投資、企業経営に関する助言・訓練等の支援
業務内容	当座預金(CA) 普通預金(SA) 定期預金(CD) IRA等	当座預金(CA) 普通預金(SA) 定期預金(CD) IRA等	債権(借用証書)	株式・株式類似債券
元本保証	預金保険機構(FDIC)	預金保険機構(FDIC)	なし(担保・準備金・審査能力)	なし(審査能力)

地域開発銀行 (CD Bank)

地域開発金融機関の1類型である地域開発銀行 (Community Development Bank) は、2006年3月現在78の金融機関が認定を受けている。

地域開発銀行は、コミュニティ開発への金融サービスを念頭において設立・運営された銀行であるが、免許形態や根拠法は普通の銀行と基本的には変わらない。コミュニティ開発という分野でも、他分野と同水準の収益性をあげることが求められ、事業における収益をあげリスクを下げるために、CDFI基金をはじめとする連邦・州政府の補助金や保証制度をフルに活用するケースが一般的となっている。

米国において特に著名な地域開発銀行は、シカゴに本店が設置されているショア銀行である。1973年に設立されたショアバンクは、米国初の地域開発銀行として知られ、アーカンソー州知事時代のクリントン前大統領が注目し、財務省のCDFI制度のモデルともなった。同行は、融資事業のみならずコミュニティ開発に関わる不動産開発会社やコンサルティング会社をグループ会社としてもち、コミュニティ開発やマイクロファイナンスなども含めた社会問題の解決に関する幅広い事業活動を展開している。

ショアバンクは比較的規模が大きい米国を代表する地域開発銀行といえるが、大手金融機関が対象としないような融資案件を手がける、より規模が小さい地域開発銀行も数多く存在する。ニューヨークに設置されたコミュニティキャピタルバンクなどはその一例といえる。

< ショアバンク (Shore Bank) >

- ・ 1973年にシカゴで設立され、2004年3月末時点での総資産額は15億6300万ドル、職員数は348名、店舗数は14となっている(いずれも連結の値)。現在は住宅関連融資、教会融資、中小企業向け融資の3分野を中心に業務を展開しているが、コミュニティ開発と収益性の両立を迫り追及していく中で、特に住宅関連貸付に強みを発揮している。

ショアバンクの概要

銀行	Shore Bank
本店所在地	イリノイ州シカゴ市
総資産	1,403百万ドル(単体) 1,563百万ドル(連結)
職員数	312名(単体)、348名(連結)
店舗数	12店舗(単体)、14店舗(連結)
政府の認定	財務省認定地域開発金融機関(CDFI)、中小企業庁(SBA) 認定プリファード・レンダー ⁹

< コミュニティ・キャピタル銀行 (Community Capital Bank) >

- ・ ニューヨーク市に所在するコミュニティ・キャピタル銀行は、総資産1億4100万ドル、職員数41名、店舗数2と、小規模な金融機関である(数値は2004年3月末)。
- ・ レストランやファーストフードチェーン、教会、創業間もないスタートアップビジネスなど、地元の中小零細企業向け貸付を中心に業務を展開している。地域開発公社(CDC)の低所得者向け住宅事業に対する貸付も行っているが、規模が小さいためにその貸付額も小規模にとどまり、ニューヨークという巨大マーケットで埋没してしまうので、大規模金融機関が取り扱わない中小企業向け貸付に特化する結果となった。

コミュニティキャピタルバンクの概要

銀行	Community Capital Bank
本店所在地	ニューヨーク市
総資産	141百万ドル
職員数	41名
店舗数	2店舗
政府の認定	財務省認定地域開発金融機関(CDFI)、中小企業庁(SBA) 認定プリファード・レンダー

地域開発ローン・ファンド(CDLF: Community Development Loan Fund)

地域開発ローンファンドは地域専門の融資を行う非営利組織(NPO)で、連邦政府の内国歳入庁から免税ステータスを取得しているケースがほとんどである。地域開発銀行が金融監督庁からの規制監督を受けるのに対して、CDLFはこうした規制監督を受けることは特でない¹⁰。設立主体に関しては、市民、協同組織、NPOが中心となって立ち上げる事が

⁹ プリファードレンダーとは、金融機関が中小企業への融資実績や中小企業庁のプログラムの利用実績などを条件として、中小企業庁から認定を受けるもの。米国では、中小企業庁が中小企業への民間金融機関の貸出に対する保証業務を行っており、融資の審査や民間金融機関からの保証料の徴収を行っているが、プリファードレンダーに認定された金融機関は、中小企業庁による審査の免除により融資手続きの負担軽減がはかられたり、保証料の割引などの優遇措置を受けることができる。

¹⁰ 金融監督庁の規制は特に受けませんが、非営利組織として内国歳入庁の免税ステータス基準をクリアしていること

多く、地方自治体が参画することもある。CDLFは全米で504にのぼっている。

地域開発向け投融資のための資金調達には株式・債券発行等により行われている。CDLFの株式や債券などへの投資は個人投資家に限らず、商業銀行や財団、宗教法人等の機関投資家によっても行われており、組織の運営管理費は、地方自治体や財団の助成金・寄付金によってまかなわれているケースが多い。

融資対象とする事業分野は、社会福祉、教育、職業訓練など多岐にわたる。米国で代表的なCDLFに、非営利融資ファンド（Nonprofit Finance Fund）再投資ファンド（The Reinvestment Fund）などがあり、これらは全米で活動を行っている大規模な組織で、事業分野も多岐にわたるが、このほかにも地域密着型の小規模かつ事業目的も絞り込まれたCDLFが多数存在する。

CDLFは、資金を安く調達し、市場に近い水準の金利条件で投融資をすることによって利益を留保し、内部留保された利益により貸し倒れリスクに対応するような財務体質となっている。また、多くのCDLFは、融資事業にコンサルティングや教育訓練プログラムを組み合わせると同時に提供している。こうしたマネジメント支援、ノウハウ支援のサービス事業は、貸し倒れリスクを抑える点でも効果があると考えられている。

また多くのCDLFは銀行等一般金融機関との提携により、コミュニティ開発に対する協調融資を行っているケースが多い。

<非営利融資ファンド（Nonprofit Finance Fund：NFF）>

- ・1980年にニューヨーク市で創設され、現在はニューヨーク市だけでなく全米で活動している。融資類型額は4500万ドル、プロジェクトの合計規模は2億ドルにのぼる。融資案件の業種は、社会・高齢者・児童福祉、教育・保育、青少年育成、職業訓練、芸術・文化と多岐にわたり、内容は施設に関する設備・運転・改修、つなぎ融資等となっている。資金調達の中心は、機関投資家向け債券の発行である。
- ・NPOの資金基盤の確立を活動目的として、技術的支援に力を入れている。具体的には、融資だけでなく、団体の基金の創設、資金調達支援のような助成プログラムを持っている。また、ニューヨーク州や金融機関等とともにコンソーシアムを形成し、資金プールを信用保証として使い、通常では融資へのアプローチの難しい児童福祉の団体に対する商業銀行の融資を促進する試みなどがなされている。

<再投資ファンド（The Reinvestment Fund：TRF）>

- ・1985年にフィラデルフィアで創設され、住宅ローン、コミュニティ開発、中小企業などの分野を対象に事業を行っている。融資累計額は1億8,300万ドルにのぼる全米屈指のCDLFとなっている。TRFは、資金提供（貸付け）、調査研究・政策提案、支援サービスの3つの分野で広範囲に事業を展開しており、その規模はCDFIでも屈指のものとなっている。
- ・TRFの活動目的は、低所得者層コミュニティ向けの資産、資金、就業機会等を開発することによって貧困の緩和を図ることにあり、潤沢な資本と経営マネジメントに関する知識を戦略的に結びつけることによって、この目的を実現しようとしている。

は要件となる

(4) 非営利セクターを支える中間支援組織

米国では、非営利セクターの事業運営、組織運営や資金調達、マーケティングなどに関してさまざまな技術的支援を行う多様な中間支援組織や、これらの組織の評価や情報提供を行い、個人の寄付や投資を促進する中間支援組織が充実していることも特徴的である。

以下では、NPO などに対してノウハウ支援・マネジメント支援を行うマネジメント・サポート組織、社会性評価や情報提供を行う中間支援組織、のそれぞれの概要について整理する。

ノウハウ支援・マネジメント支援を行うマネジメントサポート組織

米国には、NPOなどを支える膨大な数のマネジメント・サポート組織¹¹が存在する。財団連合会（Council on Foundation）のような全国的な連合組織や、州ごとに設置される40のNPO協会のほかに、より小さい地域単位で設置されたものや、特定の目的・分野を対象としてサポートを行う組織などがあり、その数は数百ともいわれている。

代表的なものに、全米屈指の規模のコンパスポイント（CompassPoint Nonprofit Services（旧 Support Center for Nonprofit Management））や、地域開発金融機関であるショアバンクのグループ企業である、ショアバンクアドバイザリーサービス（ShoreBank Advisery Service）などがあげられる。

コンパスポイントは、サンフランシスコを拠点としてNPOの組織体制の改善や事業戦略の提案、コンサルティングを行う全米でも最大規模のマネージメントサポート組織である。NPOの経営に必要なマーケティング、人事管理、広報活動、ボランティアマネジメント、財政管理、資金調達、コンピュータ技術などの分野について、年間300以上のNPO団体、3万人以上のNPO関係者にコンサルティングサービスやセミナー、研修などを通じた支援を行っている。

また、ショアバンクアドバイザリーサービスは、コミュニティ開発を促進するための、自治体や企業、NPOに対するコンサルティングサービスを行っており、提供するプログラムの項目は、マーケティング、資金調達、組織管理、財政管理、資産管理など、多岐にわたる。

米国のマネージメントサポート組織に特徴的なのは、NPOなど非営利セクターの層が非常に厚いことを反映して、専門分化の進んだ数多くの組織が、それぞれの分野でより高度なサービスを提供している点にあるといえる。企画開発、資金調達、リーダーシップ、理事会運営、財務管理、情報技術の高度化、など各分野について専門化されたサポート組織が存在し、NPO等にとっては必要に応じてこうした数多くあるサポート組織を自らの目的にあわせて活用できる状況が整っている。

¹¹ Management Support Organizations (MSOs)

<コンパスポイント (CompassPoint Nonprofit Services) の事業活動>

- ・コンパスポイントは、NPO に対する支援活動としてワークショップ、コンファレンス、コンサルティングビジネスなどを展開している。その実施規模は以下のとおりである。

コンパスポイントの 2004 年の活動実績

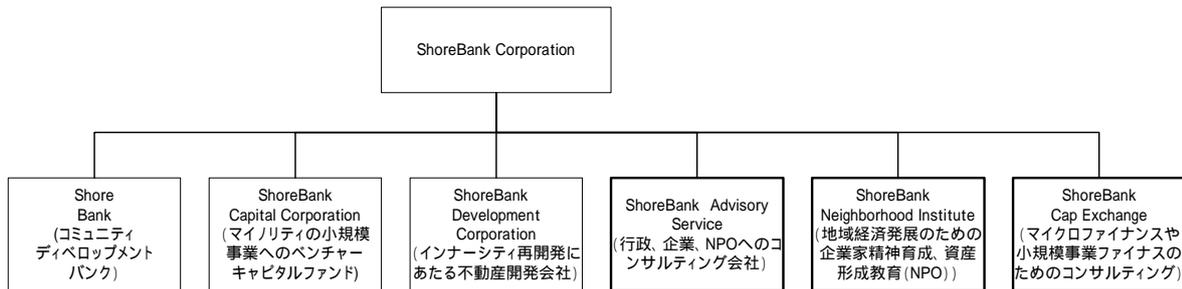
ワークショップ	419 回 / 4,524 名 (開催数 / 参加者)
コンファレンス	5 回 / 1,739 名 (開催数 / 参加者)
コンサルティング	190 団体
エグゼクティブリーダーシップコース参加者	45 名

出所) コンパスポイント HP (<http://www.compasspoint.org/>)

<ショアバンクコーポレーショングループのコンサルティングサービス>

- ・ショアバンクコーポレーショングループには、ショアバンクアドバイザーサービスのほかにもコンサルティングサービスなどを提供する組織として、ショアバンクネイバーフッドインスティテュートやショアバンクキャップエクスチェンジが存在する。ショアバンクネイバーフッドインスティテュートは、地域経済発展に資する企業家の育成や地域における個人の資産形成を支援するための教育プログラムの提供などを行っている。また、2004 年に設置されたショアバンクキャップエクスチェンジは、主に途上国などへの支援を目的としてマイクロファイナンスや小規模事業ファイナンスの設計や運営を支援するコンサルティングサービスの展開を行っている。

ショアバンクコーポレーショングループ



出所) ショアバンク HP (<http://www.shorebankcorp.com>) などから作成

社会性評価や情報提供を行う中間支援組織

NPO や、コミュニティ開発への金融サービスを提供する CDFI などへの投資や預金をする個人にとっては、対象となる機関の活動や財務の状況などの情報が必要不可欠である。また、そうした情報が適切に開示、提供されることで個人の資金の流れが促されると考えられるが、米国ではそうした情報を調査、公開し、社会的責任投資に対する資金流入を促進する組織が存在する。

社会的活動を活発にするためには、収益性だけでなく社会性なども適切に評価されることが必要となるが、米国の場合多くの専門家や専門組織によって様々な指標と評価法の研究開発が進められ、収益性と社会性を総合した評価の情報を提供する組織も存在する。

こうした組織として著名なのがカルバート財団である。カルバート財団は、NPO などに

投資してコミュニティ開発などに対する支援を行うために設立された団体で、コミュニティ開発向けの投資、研究開発、寄付などを行っている。研究開発部門では、初心者から専門家まで幅広い層を対象とした、地域開発関連の情報を提供しているが、その中で、100以上のCDFI等の活動状況を独自に調査・評価し、その結果を公開している。また、コミュニティ開発などへの投資を考えている投資家向けのサービスとして、投資額や投資期間、地域、投資分野などを規定することで、社会収益がどの程度生み出されるのかという情報も提供している。

<カルバート財団 (Calvert Foundation) >

- ・カルバート財団は、SRI 投資ファンドの運用・販売で著名なカルバート投資会社 (Calvert Investments) が資金を拠出して 1990 年に創設された。その後、1995 年にフォード財団、マッカーサー財団、モットー財団などの支援を受け、内国歳入法第 501 条(c)3 の適用を受け、免税団体となっている。
- ・カルバート財団のホームページ上では、投資額、期間、投資先の地域、投資分野を入力することで社会収益を算定するサービスが提供されている。このツールは、投資収益率 (ROI) をベースに、対象事業の社会的貢献と、その事業により節減される機会費用を加味した社会的投資収益率 (SROI) という指標を用いたものであり、カルバートが多数の現地組織から収集した実際のデータを基礎としている。

カルバート財団による社会収益の算定システムのインターフェース

Please note that fields marked with an asterisk (*) are required

1. Select the investment amount:

2. Select the term of investment:

3. Select a geographic area:

And/Or a Sector

Calculate the Social 1.25 Return!

たとえば、10,000 ドルを 3 年間、ニューヨーク州の地域開発のために投資すると、ニューヨーク州の地域開発機関・協同組合のうち 1.25 団体に融資することができる。

(5) 寄付制度

米国の寄付制度の概要

米国の寄付金総額は、2004年時点でおおよそ2,485億ドル、日本円にして約27兆円にのぼり、個人寄付がそのうちの83.6%を占める¹²。日本の寄付金総額と比較すると、寄付金総額も個人寄付が占める割合も非常に大きい。

米国の寄付税制をみると、個人に対する税制優遇措置が充実しているのが特徴的である。

米国では、内国歳入法501条(a)項において、非営利組織を連邦所得税の免税対象とすることが定められており¹³、さらに、501条(c)3の要件を満たす団体であれば、当該団体に寄付をする個人や法人に対する所得控除などの優遇措置が講じられることが定められている¹⁴。

内国歳入法501条(a)上の免税団体例

コード番号	団体の例
501(c)1	公共法人(議会の立法措置によって組織された法人)
501(c)2	免税資格保有団体
501(c)3	宗教、慈善、教育、科学、文学、子ども及び動物の虐待防止保護等の活動等を行う法人又は基金若しくは財団
501(c)4	社会福祉系市民団体
501(c)5	労働・農業・園芸組織
501(c)6	商工会、商工会議所、事業者団体
⋮	⋮
501(c)27	労働者災害補償組織
501(d)	宗教および伝道団体
401(a)	適格年金、利益分配プラン

出所) 内国歳入法

寄付に対する所得控除の優遇措置については、501条(c)3に該当する団体のうち、教育機関や医療研究機関、政府機関などの公的機関(Public Institution)や、博物館、図書館など公的支援を受けている団体(Public Supported organization)、公的機関等を後援する団体(Supporting Organization)、公共の安全テストを行う団体(Organizations that test for public safety)を、パブリックチャリティと呼ぶ。そして、これらに対して個人が

¹² "Giving USA 2005" AAFRC(American Association of Fundraising Counsel)

¹³ 501条(a)の具体的な団体のタイプが、501条(c)1~28および(d)(e)(f)(n)、521条、529条、401条(a)に記載されている。この団体数は、2003年現在おおよそ150万団体にのぼる

¹⁴ 米国ではNPO等の法人格取得に関する規定は連邦の統一法ではなく各州法にゆだねられており、法人格取得と連邦税制優遇は連動していない。内国歳入法による税制優遇は連邦税制の優遇であり、州税の優遇は州ごとに別途定められている。

寄付を行った場合には、寄付や物品贈与に関して課税所得の50%までの所得控除が認められる。

パブリックチャリティの種類

類型	概要
公的機関 (Public Institution)	宗教団体、小・中・高・大学等の教育機関、病院等の医療研究機関、公立大学後援財団、政府機関等
公的支援を受けている団体 (Public Supported organization)	収入の実質的な部分が政府機関または一般からの寄付金で成り立っており、パブリックサポートテストの基準に適合している団体。歴史博物館、図書館、美術館、コミュニティセンターなど
パブリックチャリティ後援団体 (Supporting Organization)	公的機関や公的支援を受けている団体を後援する目的で設立された団体
公共安全試験団体 (Organizations that test for public safety)	消費物資や製品が一般大衆にとって安全かどうかを審査する団体

出所) 内国歳入法

プライベートファンデーション (Private Foundation) は、501 条 (c) 3 のうち、上述のパブリックチャリティに該当しない財団である。プライベートファンデーションのうち、財団資産の50%以上が公益活動およびその関連事業に使われる財団が事業型財団、公益活動およびその関連事業に使われる資産の比率が50%未満の財団が非事業型財団と規定されているが、事業型財団の場合は、税制優遇措置はパブリックチャリティと同じ扱いとなる。非事業型財団の場合は、個人は30%を上限として所得控除が行われる。

米国では、個人が寄付を行う場合の税制優遇措置の対象となる団体数が多いことも寄付活動の裾野を広げる要因となっていると考えられるが、その合計数は、パブリックチャリティとプライベートファンデーションをあわせて、2004年時点で101万団体にもものぼる。わが国における対象団体がおよそ2万団体強であるのと比べてもその対象範囲は広いものとなっている。

寄付者に対する優遇

	種類	パブリックチャリティ	プライベートファンデーション	
			事業型	非事業型
個人	寄付・物品贈与	課税所得の50%まで	課税所得の30%まで (50%まで認められる団体もある)	
	資産贈与(土地など)	課税所得の30%まで	課税所得の20%まで	
	団体の利益に資する物品贈与	課税所得の30%まで		
法人	寄付・資産贈与・物品贈与	課税所得の10%まで	なし	

出所) 内国歳入法等により作成

寄付活動を支える支援組織

米国では、寄付税制の充実とともに、寄付活動を支える支援組織が非常に発達していることも特徴としてあげられる。

個人・企業からの寄付金を受託して NPO 等への助成を代行するコミュニティ財団や、企業の給与天引き制度を利用して寄付金を集め NPO に配分を行うユナイテッドウェイやオルタナティブファンドといった組織が寄付活動を支えている。

コミュニティ財団について、寄付をおこなう個人は、助成したい分野や団体、金額などについて個人の意向を伝え反映させることが可能である。

また、ユナイテッドウェイは全米に 2000 機関が組織され、福祉 NPO を中心に助成を行っている。寄付者はユナイテッドウェイに対して寄付の配分を全面的に委託した状況となっている。

オルタナティブファンドは、ユナイテッドウェイがカバーしないマイノリティや芸術などの分野に対してファンドを設立し寄付金を集めることになる。寄付者は分野を指定することができるなど寄付先が比較的明瞭であるといわれている。

ユナイテッドウェイやオルタナティブファンドについては、企業の給与天引き制度が使われ、多くの場合マッチングギフト形式で企業も同額を寄付することになる。このように、企業も従業員の寄付を奨励する姿勢を有している点が特徴といえる。

() コミュニティ財団

コミュニティ財団は、全米で 400 組織、資金総額は 65 億ドルにのぼるとみられている。多くのコミュニティ財団は複数の基金を持っており、個人は基金を指定して寄付を行うことができる。

ニューヨークに拠点のある、ニューヨーク・コミュニティ財団や、サンフランシスコに拠点のあるタイズ財団なども、複数の基金を持ち運用を行っている。タイズ財団の場合は、基金をもとにした団体への助成とともに、寄付者や出資者に対するコンサルティングサービスも行っている点が特徴的である。寄付金の使途について、助成すべき対象、分野、社会への波及効果などについての助言等を行うものであり、タイズ財団ではこうしたコンサルティングサービス自体も大きな事業の柱となっている。

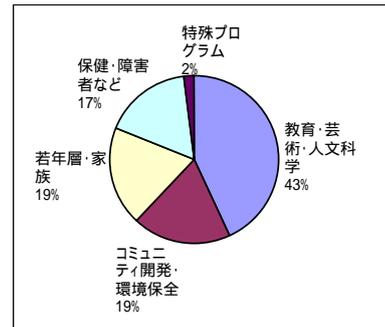
< ニューヨーク・コミュニティ財団 (The New York Community Trust) >

- ・ニューヨーク・コミュニティ財団は 1924 年に銀行家のグループが主体となって創設された。現在は 1,700 以上の基金を抱え、7,590 万ドルの寄付を集めている (2004 年)。
- ・寄付者は 4 つの基金の種類 (助成する分野を特定するか、しないか、など) から、設定する基金を選択する。寄付者が設定する基金の最低金額は 5,000 ドルで、14 ある信託銀行 (trustee bank) の一つか支部に設定することになる。2004 年における助成実績は 139.6 百万ドルで、そのうち教育・芸術・人文科学 43%、コミュニティ開発・環境保全と若年層・家族がそれぞれ 19%、保健・障害者など 17%となっている。

2004 年の収支 (百万ドル)

収入		支出	
寄付金収入	75.9	助成金	139.6
利子・配当収入	42.2	9.11 基金設立費用	49.1
投資収益	101.6	基金設立支出	3.0
その他	2.0	管理支出	4.7
		その他	1.4
合計	221.7	合計	197.8

目的別助成割合



株式売却益など 収入超過分は資産の純増に寄与

出所) annual report より作成

< タイズ財団 >

- ・サンフランシスコにあるタイズ財団は、約 300 の寄付者 (ドナー) の資金を総合的に管理する基金集合型の社会変革財団で、非営利組織 (NPO) である。特定地域に集中せず、全米的に助成を行う点が特徴的である。タイズ財団の総資産は約 8000 万ドル、年間助成額は 2000 万ドル程度となっている。
- ・表向きはタイズ財団として一つの財団であるが、中身は多数のドナーの集合体であり、助成事業を望むドナーがタイズ財団に加盟し、会費を払ってコンサルティングなどの支援を受ける。従って、タイズ財団の実態を見ると、助成そのものよりも、ドナーに対する助成コンサルティングサービスの提供が業務の本質なのである。
- ・また、2001 年の同時多発テロに際しては、後述するユナイテッド・ウェイのニューヨーク支部と共同で「9 月 11 日基金」を創設し、被害を受けた都市の救済のために役立てられている。

() 給与天引きによる寄付制度を支える中間支援組織

給与から一定の金額を NPO に自動的に寄付する仕組みがアメリカには存在する。主に、中間支援団体が企業を回って従業員に NPO を紹介し、従業員が選択する NPO に給与天引きで寄付ができるように中継ぎをする役割を果たしている。

こうした団体の代表としてユナイテッド・ウェイ (United Way) が挙げられる。ユナイテッド・ウェイは、給与天引きによる寄付のための中間支援団体の中で、全米最大規模の募金団体である。

まとまった市町村圏の区域を単位として、区域内の多数の社会福祉施設・団体等の NPO に資金を配分する目的で一元的寄付金募集を行っている。

また、福祉を中心に支援を行うユナイテッド・ウェイの資金支援の対象から外れる、資

金力の弱い小規模の NPO のための資金調達を行う組織として、オルタナティブ・ファンド (Alternative Fund) が形成されている。

給与天引き制度を利用した寄付活動を仲介する組織

NPO	ユナイテッドウェイ United Way	オルタナティブファンド Alternative Fund
内容	企業の従業員給与天引き制度を利用して、寄付金を集め、それを NPO に配分する。	企業の従業員給与天引き制度を利用して、寄付金を集め、それを NPO に配分する。
性格	資金の収集	資金の収集
歴史	1920 年代頃	1980 年以降急進
規模	約 2000 組織	約 200 組織
	年間寄付調達額約 35 億ドル	年間寄付調達額約 3 億ドル
資金調達先	給与天引きによる企業従業員募金 企業によるマッチングギフト	給与天引きによる企業従業員募金 企業によるマッチングギフト
運営者層	企業経営者	助成 NPO サイド(資金調達が弱い複数 NPO が まとまって設立)
資源分配法	使いきり型	使いきり型
助成対象 (団体別)	特になし	メンバー
助成対象 (分野別)	福祉 NPO が中心	アート、マイノリティなどユナイテッドウェイがカバー しない分野
その他	寄付者は分配をユナイテッドウェイに全面委託。	領域単位毎にファンドが設立されるため、寄付先 が明瞭。

3. オランダの状況

(1) オランダにおける社会的責任投資を支えるしくみの概要

オランダは、NPO など非営利セクター部門が発達している国のひとつであり、高齢者福祉サービスや教育サービスなど、公的サービスの提供という面でも非営利セクターが非常に重要な役割を果たしている¹⁵。オランダにおける NPO の発展の背景は、伝統的にキリスト教会を中心に組織された教育機関、政党、貿易組織、病院、新聞会社などが発達していたことに由来する。中央政府による公的サービスの提供もキリスト教組織による自治とのバランスをとりながら行われ、結果的に、NPO が公的サービスを提供する役割を担うことになった。

こうした背景から、オランダでは NPO など非営利セクターに対する活動への関心も高く、またこうした活動に対して行われる融資などの資金の流れを支える制度や金融機関も充実しているといえる。

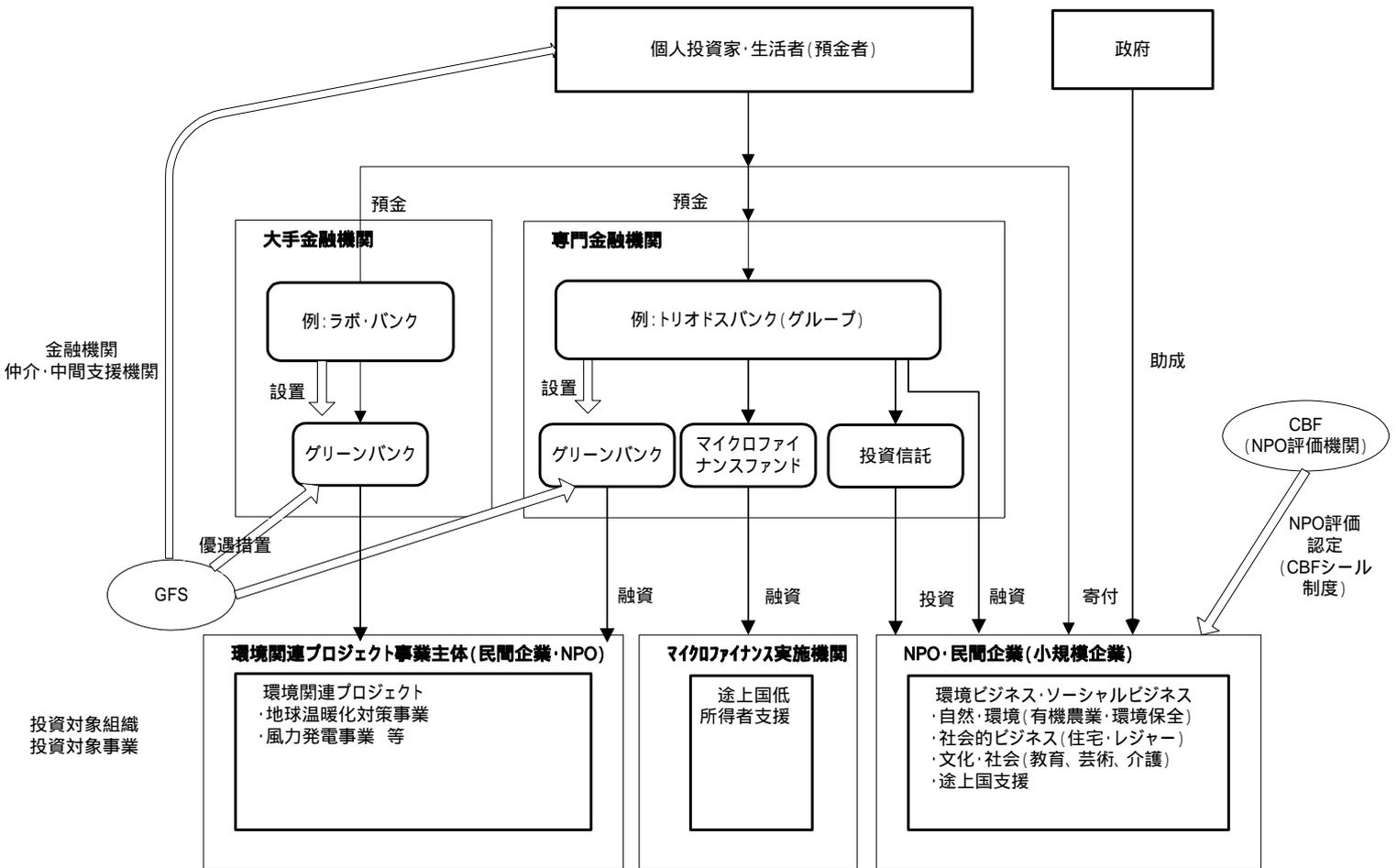
制度として特筆されるのは、環境プロジェクトへの融資への優遇制度である GFS (グリーン・ファイナンス・スキーム) である。また、非営利的な活動に対して融資を行う専門的な金融機関としては、世界的に著名なトリオドス銀行が活動を行っている。

また、寄付活動に関しては、オランダにおいても寄付金の行方について国民が大きな関心を寄せているが、こうした国民の意識に対して、NPO 評価機関が設置されるなど、寄付活動を支えるシステムの整備が図られていることも特徴的である。

以下では、オランダにおける社会的責任投資を支えるしくみの特徴である、環境プロジェクトへの融資を支える制度 (グリーン・ファイナンス・スキーム)、非営利的活動への融資を行う専門金融機関 (トリオドス銀行)、寄付活動を支える専門評価機関 (CBF: Certificated Bureau Foundation) についてそれらの内容と特徴について整理を行う。

¹⁵ オランダにおける非営利セクターにおける就業者数、ボランティア数の比率は金銭換算した場合に GDP 比 14.4% と世界トップの位置を占め、事業活動の規模を問わず支出規模も GDP の 15.5% に達している。これら非営利セクターは、高齢者在宅介護サービスの 97%、小中学校児童へのサービスの 75% を占めるなど、公的サービスの提供という面でも大きな役割を果たしている。(Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project より)

オランダにおける社会的責任投資に関連する資金の流れと関係主体



(2) 社会的責任投資を支える制度(グリーン・ファイナンス・スキーム)

グリーン・ファイナンス・スキームの概要

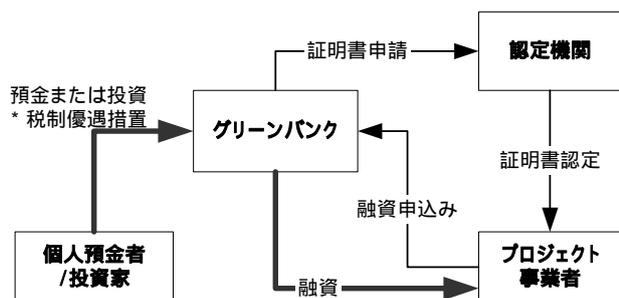
オランダは、運河に囲まれた地形的条件なども背景として、地球温暖化など環境問題に対する国民的な意識が高いといわれている。こうした意識を背景として、環境保全プロジェクトに対して融資を行う金融機関に対する預金や投資信託を行う個人に対して税制優遇を行う制度として、グリーン・ファイナンス・スキーム(以下 GFS)が整備されている。これは、環境保全プロジェクトへの融資と、個人の預金口座や投資信託とを結びつけることによって、環境保全をすすめていこうとする制度である。

この制度に基づいて、オランダの主要銀行は“グリーンバンク”と総称される GFS の窓口となる専門組織を設置し、このグリーンバンクが政府の認定した環境保全事業への融資を行うことになる。

一方、預金者はグリーンバンクに預金もしくは投資信託を行うことによって税制優遇措置を受けることができる。一般に、グリーンバンクの預金金利は他の個別商品金利よりも

低い、年間に一人あたり 51,390 ユーロまではキャピタルゲイン課税が免除されるとともに、所得税に関しても 1.3%分の税額控除を受けることができる。結果、実質的にその他商品よりも高い利鞘を得る可能性も生まれている¹⁶。また、金融機関にとっても、GFS に参加することによって、金融機関としてのイメージアップや預金額の増大、事業の拡大等のメリットをうけることができる。

グリーンファイナンススキームの仕組みと融資条件



	GFS	通常の商品
A 年利	2.5%	5.0%
B キャピタルゲインへの税金	0	1.2%
C 所得税*	0	1.3%
D 預金者/投のネット利回り (A-B-C)	2.5%	2.5%
E 金融機関のコスト/利益/リスク部分	1.2%	1.0%
F 貸出金利 (A+E)	3.7%	6.0%

* 年利は商品や投資環境によって変動するが、減税分の 1.2%、1.3%は固定
出所) Bellegem, T.V.&Clerk, F.D. (2004)

グリーンファイナンススキームに参加する各主体に及ぶメリット・デメリット

主体	メリット	デメリット
個人投資家	・キャピタルゲイン課税免除および所得税額控除	・特になし
グリーンバンクを設置した金融機関	・企業イメージの向上 ・新規顧客(預金)の獲得	・管理当局による監督が規制として生ずる ・グリーンファンドの資本額の 70%以上をグリーンプロジェクトに投資しなければならない。
環境保全プロジェクト実施主体	・安価な資金調達の実現	・環境省による監督

出所) Ministry of Agriculture, Nature Management and Fisheries, Green Financing,

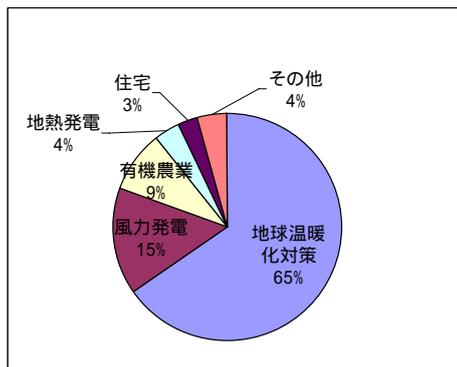
金融機関のグリーン・ファイナンス・スキームの活用状況

オランダでは、企業の社会的責任が強く認識されているが、大手金融機関においても同様で、ラボバンクに代表されるような大手銀行においても、グリーン・ファイナンス・スキームを活用した環境事業などへの積極的な取り組みが行われている。

ラボバンクは、オランダ国内で最大の金融機関であるが、同時に GFS へも積極的に参加しており、2004 年時での GFS 参加額は国内全体の 50%以上を占めている。

¹⁶オランダにおけるグリーンファイナンスに関する概要については、「オランダにおける環境保全型プロジェクトへの資金供給」重頭ゆかり、を参照した。なお、キャピタルゲイン課税免除の上限額は物価スライドにより毎年更改される。51,390 ユーロは 2004 年の上限額となっている。

ラボバンクによる GFS 融資実績 (2004 年)



項目	融資額
地球温暖化対策	1,187 百万ユーロ
風力発電	279 百万ユーロ
有機農業	160 百万ユーロ
地熱発電	67 百万ユーロ
住宅	51 百万ユーロ
その他	75 百万ユーロ

出所) Rabobank, Annual Report2004 より作成

<ラボバンク>

- ・オランダにおける金融機関は、1989 年から 90 年にかけて合併が相次いだ結果、現在は、ABN アムロ銀行、ING グループ、ラボバンクグループの 3 大グループを中心に構成されている。その中でも、貯蓄性預金シェア 40%をほこるラボバンクグループは国内最大の金融機関である。ラボバンクグループは全国 328 の協同組合金融機関と中央機関であるラボバンク・ネダーランドによって構成されている。
- ・ラボバンク・ネダーランドには「持続可能性および社会革新部門 (Department Sustainability and Social Innovation)」が設置されており、同部門には企業社会責任 (以下 CSR) を担当するラボバンク財団がおかれている。CSR は、企業が利益追求だけでなく、社会的責任を果たすことによって、持続可能な社会が構築できるという考え方に基いている。具体的な活動としては、ラボバンクグループの環境面・社会面・経済面でのパフォーマンスを表す数量的・質的データをまとめ、「持続可能性報告書 (Annual Responsibility and Sustainability)」として公開している。
- ・ラボバンクの CSR に基づいた取り組みが実現可能であるのは、株式会社ではなく協同組合を基礎にしていることと、全国 328 にのぼる協同組合金融機関が地域と密着していることが背景となっているとみられている。

(3) 社会的責任投資を支える専門金融機関 (トリオドス銀行)

非営利セクターを支える金融機関としては、世界的に有名なトリオドス銀行がある。同行では、預金者の社会貢献意欲に応じた預金商品等の設定、投資信託業務、マイクロファイナンス業務などを行っている。

預金者の社会貢献意欲に応じた商品設定

同行では普通口座の他に預金者が資金供給したいと思う分野を選択して預金することができる口座を設けている。例えば、グリーンバンク口座 (Groene Bank Rekening) や貧困層の児童教育を支援する児童教育口座 (Kinder Toekomst Plan) などをおこなうことができる。グリーンバンク口座は、先述した GFS の制度に基づいて設定されたものであり、期間 10 年の定期預金となっている。また、児童教育口座は、オランダ赤十字社への融資を通じ

て貧困層の児童の教育資金に用いられる仕組みとなっている。

このように、トリオドス銀行では預金者の社会貢献意欲に応える預金商品が設定され、こうした商品は通常金利よりも若干低い金利設定となっているが、預金者の幅広い支持を得ている。なお、トリオドス銀行は海外においても同様の活動を行っており、一例として、イギリスで実施されている「オーガニック・セーバー」という商品では、預金が有機農業や有機食品に関する事業への融資に利用される¹⁷。「オーガニック・セーバー」の金利¹⁸は決して高いものではないが、100 ポンド預金するごとに預金者には有機食品が提供されたり、25 ペンスが有機農法に関する情報機関に寄付されたりする仕組みになっている。

トリオドス銀行オランダ国内向け預金商品例

商品名	備考
グリーンバンク口座 Groene Bank Rekening	政府の指定する自然保護活動への融資に用いられる。
有機りんご口座 Oogappel Rekening	有機農業への融資に用いられ、預金者にはりんごの苗木が配られる。
児童教育口座 Kinder Toekomst Plan	オランダ赤十字社への融資を通じて、貧困層の児童への教育資金として用いられる。
児童支援口座 Kinder Groei Rekening	オランダ赤十字社への融資を通じて、児童への総合的な支援活動に用いられる。
途上国向融資口座 Noord-Zuid Rekening	開発途上国の零細企業向け融資として用いられる。

出所)トリオドス銀行ホームページ(<http://www.triodos.nl/nl>)

トリオドス銀行のイギリスにおける金融商品と預金金利

	備考
アムネスティ・セーバー Amnesty Saver	アムネスティ・インターナショナルへ利子の一部を寄付することによって、人権保護活動に役立てることができる。寄付する利子額は預金者が選ぶことができ、寄付額の変更も可能である。
オーガニック・セーバー Organic Saver	ソイル・アソシエーションへの融資に利用され、有機農業の促進に役立てられる。預金者には有機作物などが配られる。
WDM トラスト・セーバー・アカウント WDM Trust saver account	途上国への開発支援を行う NGO 団体、World Development Movement へ利子の一部を寄付することにより、活動を支援することができる。寄付する利子額は預金者が選ぶことができ、寄付額の変更も可能である。
クエーカー・ソーシャル・ハウジング Quaker Social Housing	クエーカー・ソーシャル・ハウジングに融資を行うことによって、クエーカー教徒への住宅提供活動を支援することができる。
ジャスト・ハウジング・アカウント Just Housing Account	キリスト教団体を基にしたハウジング・ジャスティスへの融資を行うことによって、貧困層への住宅提供活動を支援することができる。

(預金金利/2005年1月より適用される金利)

アムネスティ・セーバー、 WDM トラスト・セーバー・ アカウント	残高	£ 500 ~	£ 5,000 ~	£ 25,000 ~			
	1ヶ月定期	2.25%	2.51%	2.76%			
オーガニック・セーバー、 クエーカー・ソーシャル・ ハウジング	残高	£ 100 ~	£ 500 ~	£ 2,500 ~	£ 5,000 ~	£ 25,000 ~	£ 100,000 ~
	1ヶ月定期	0.00%	2.26%	2.25%	2.51%	2.76%	2.76%
	3ヶ月定期	0.00%	2.26%	2.25%	2.51%	2.76%	2.76%

出所)トリオドス銀行ホームページ(<http://www.triodos.co.uk>)

¹⁷トリオドス銀行のオーガニックセーバーなどの預金商品の概要については、「ヨーロッパにおけるソーシャル・ファイナンス 社会的な利益追求を目標にする金融機関」重頭ゆかり、から引用した。

¹⁸ 英国でのポンド建て3ヶ月定期預金金利は2005年1月時点で4.81% (イギリス中央銀行資料より)

投資信託業務

トリオドス銀行は有機農業向けファンドや風力発電向けファンドなどの特定の分野に投資する投資信託業務も行なっている。こうした投資対象分野の決定は、同行が8割を出資するオランダ持続可能性研究所（Dutch Sustainability Research）からの情報をもとに行われている。

さらに、1990年にはGFSの前身である環境保全型ファンドを発売している。その後、トリオドス銀行を含む金融機関と政府との協議の末、95年にGFSが導入されることになり、現在でも資産の2割に上るGFS融資を行っている。

マイクロファイナンス

トリオドス銀行傘下のトリオドス・インターナショナル・ファンド・マネージメント社はマイクロファイナンスを担当している。マイクロファイナンスとは、小規模資本起業家や小企業中心に融資を行う地域密着型金融機関の総称であるが、同社が運用する(a)ヒボス・トリオドス基金、(b)トリオドス・ダウン基金、(c)トリオドス・フェア・シェア基金の3つは途上国の低所得者向け融資を行っている。

トリオドス・フェア・シェアは、一般個人投資家向けに、すでに実績のある優良マイクロ・ファイナンス・ファンドに融資を行うことでリスクを抑制した商品となっている。

(4) 寄付活動を支える非営利セクター評価機関

オランダでは、非営利セクターの発達とともに、個人の募金活動も活発に行われている。一方で、寄付を行った団体が信頼できる組織であるか、また事業実施のために適切に寄付金が使われているか、という点について、国民は大きな関心を持っているといわれている。

オランダでは、非営利セクターの団体に対する評価を行う機関として、募金中央委員会（CBF：Central Bureau on Fundraising）が設置されている。

募金中央委員会は1925年に国家規模でのチャリティを行った際に、非営利団体の活動を監視する中央機関の設立を求める自治体からの強い要望があって設置された非営利組織である。その後49年に拡充され、96年からはオランダ国内の募金活動全般の信頼性向上をはかる現在の形になっている¹⁹。

募金中央委員会の特徴的な活動は、優れた募金団体に対して申請に基づき「CBF シール」の使用を認める制度である。募金団体がCBFの求める基準に合う場合には、基準合致の「シール」を与え、キャンペーンにそのシールの使用を許可する制度となっている。

また、各地方自治体は、シールを取得した団体に対して、自治体内での個別訪問による

¹⁹ オランダにおける募金中央委員会に関する記述については、「NPOの評価システムについて」長坂寿久、に多くを負っている。

募金活動を認めている。CBF という公的な保証が付与されることによって、NPO 法人の募金活動が促進されている面も無視できない。

NPO の立場から見てみると、支出に関する透明性が改善し、不祥事に対するリスクの軽減につながったといわれている。また、寄付者側からみると、透明性が高まることによって募金活動を行う NPO に対する信頼が高まり、同制度が寄付金総額の増大に寄与しているという調査結果も報告されている²⁰。

CBF の活動の成果

主に NPO 側に生じた変化	主に寄付者側に生じた変化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出に関する透明性の改善 ・ 不祥事に対するリスクの軽減 ・ 活動コストが増大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動への寄付者の意思伝達経路の確立 ・ 募金活動への信頼性の向上 ・ 寄付金額の増大

出所) Bekkers, René (2005) "Trust by Accrediation, The Central Bureau Fundraising in the Netherlands"

<募金中央委員会の発行するシール制度>

- ・ 募金中央委員会が NPO 等にシールを発行するにあたっては、具体的な募金活動および寄付を受けた団体の活動内容が詳細に定められている。例としては、透明性を高めるために渉外担当を設け、寄付者からの苦情に対応する仕組みを確立することが設けられている。シールの有効期限は最長でも5年である。

²⁰ Bekkers, René (2005) "Trust by Accrediation, The Central Bureau Fundraising in the Netherlands"におけるパネル調査結果によると、CBFを知っている人は、知らない人に比べて寄付金額が大きい。その差は寄付や社会貢献に対する意欲が高い人の場合ほど大きくなる。

4．イギリスの動向

(1) イギリスにおける社会的責任投資を支えるしくみの概要

イギリスは、伝統的にチャリティの文化が発達しており、ボランティアセクターの裾野も広い。政府や自治体の委託を受け、公共サービスを行う非営利セクターの規模もサッチャー政権以降の小さい政府化の流れのなかで拡大してきた。

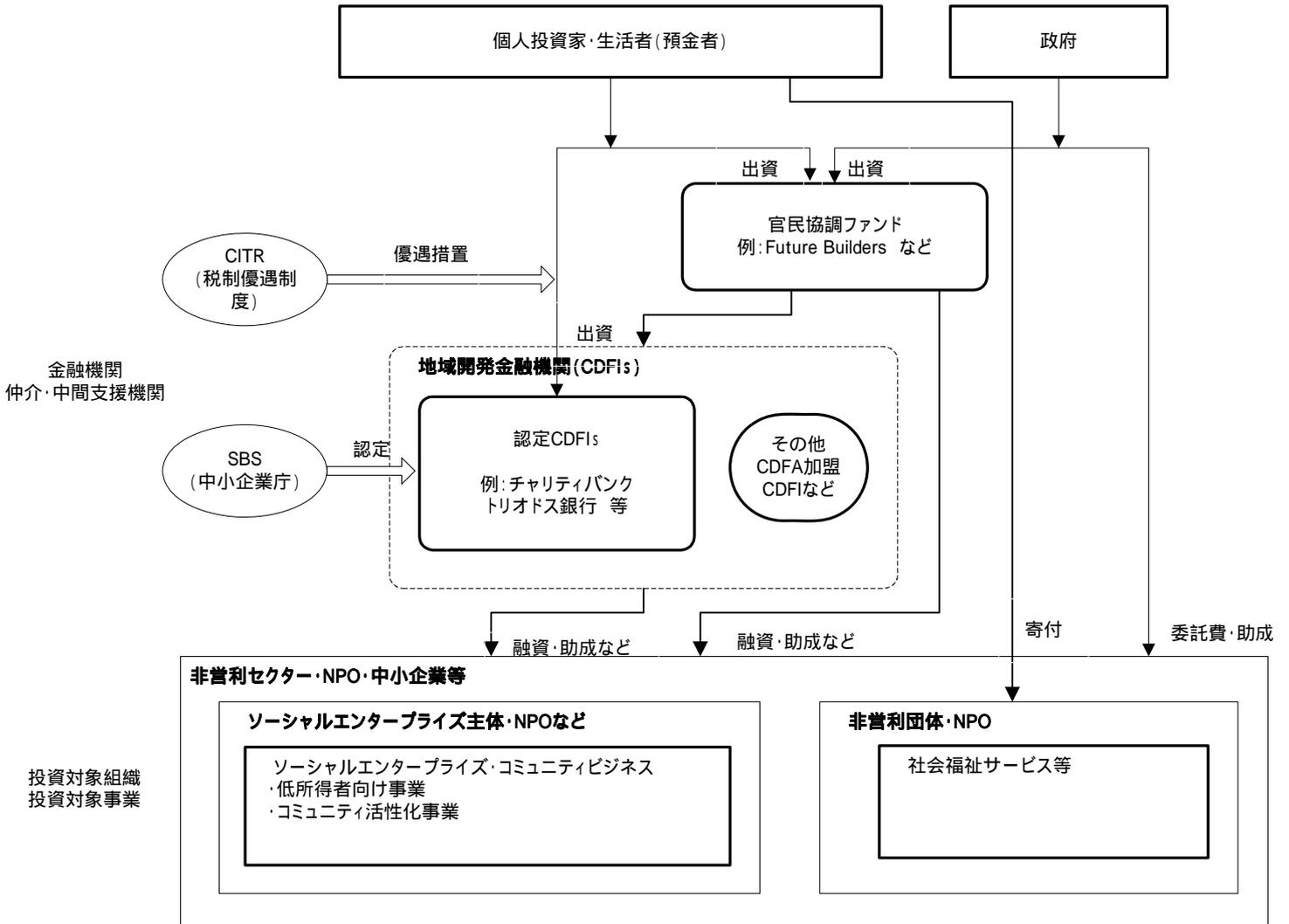
一方で、公的部門からの委託は、国や自治体からの収入に依存する傾向が高まり、ボランティアセクターの独立性や主体性が弱まるのではないかと、という疑問も生じるようになっている。

こうした流れを背景として、現在イギリスでは、ボランティアセクターにおいても、企業的手法を活用した事業と金融を利用した資金調達の大規模化の可能性について検討がすすめられるようになっている。政府とボランティアセクターのあり方について、近年さまざまな取組みが進められており、そこでは、ソーシャルエンタープライズ²¹の確立と、その実現方策の策定や、地域開発金融機関の支援策などが検討されている。

ここでは、イギリスにおける社会的責任投資を支えるしくみとして、社会的活動の担い手としてのソーシャルエンタープライズ支援のための政府の動き、ソーシャルエンタープライズを支える制度や機関、寄付活動に対する税制優遇措置、について整理を行う。

²¹ 後述するように、イギリスでは2000年以降、従来のボランティアセクターの企業化を意図した“ソーシャルエンタープライズ(社会的企業)”の育成、確立が政府主導で行われ、通商産業省に専門組織が設置されるなど、その取組みが進められている。

イギリスにおける社会的責任投資の資金の流れと関係主体



(2) ソーシャルエンタープライズ支援のための政府の動き

1980年代以降のイギリスは、失業者の増大および高齢化、移民の流入などを背景とした財政需要の急激な増加、政府債務累増を経験した。こうした中で、公共財・サービス提供に行き詰まった政府部門はボランタリーセクターに活路を見出そうとするが、ボランタリーセクターの官僚化や政府資金への依存といった新たな問題が生じた。

このような問題点を克服するために、労働党政権下の1998年11月、政府とボランタリーセクターの「ナショナル・コンパクト(National Compact)」が発表される。ここでは政府とボランタリーセクターの独立性、政府によるボランタリーセクター育成基盤の整備、ボランタリーセクターの透明性の改善が重要視されていた。

こうした新しい可能性を具現化するためにソーシャル・エンタープライズ(Social

Enterprise) が提唱され、2001 年には通商産業省 (Department of Trade and Industry : DTI) の中にソーシャル・エンタープライズ・ユニット (社会的企業局) が設置された。同局では 2002 年 7 月にソーシャル・エンタープライズの国家戦略と行動目標を記述した「ソーシャル・エンタープライズ：成功への戦略 (Social Enterprise : a strategy for success)」という 3 カ年計画を発表した。その中で、ソーシャル・エンタープライズの環境整備、育成、認知度の向上を謳っている²²。

通商産業省によるソーシャル・エンタープライズ支援策

ソーシャル・エンタープライズの環境整備	法的枠組み、税制優遇措置、公共財・サービス提供参加への促進など
ソーシャル・エンタープライズの育成	ビジネスサポート、金融支援、補助金など
ソーシャル・エンタープライズの認知度の向上	実態把握、成功事例の紹介など

出所) 日本貿易振興機構 (2005)

一方、大蔵省では 2002 年 9 月に「サービス提供におけるボランタリーセクターの役割 (The Role of the Voluntary and Community Sector in Service Delivery : A Cross Cutting Review)」を発表し、省庁横断的な政策提言の必要性を訴えた。具体的には、インフラ整備、訓練・能力開発、情報提供、税制優遇措置などの整備、有償・無償金融支援などであり、各省庁における課題への取り組み期限について厳密なスケジュールを定めている。また、内閣府では法的枠組みの構築、内務省ではインフラ整備のひとつとしてフューチャービルダーズ (Futurebuilders) を通じた資金援助を行う事を公約し、その一部を実行に移している。

(3) 社会的活動を支える機関やしぐみの確立

ソーシャルエンタープライズを確立していこうとする政策のなかで、地域開発等に対する投資を促進するような官民共同出資の投資ファンドが設立され、また米国で発達している地域開発金融機関 (CDFIs) の認定なども行われるようになった。イギリスでは、いまだに事業型を志向する団体は多くないといわれているが、こうした制度や金融機関が対象とするソーシャルエンタープライズを育てていく支援方策とともに、金融システムを整備する方策も並行して進めている点に特徴がある。

官民共同出資の投資ファンド

ソーシャルエンタープライズ戦略に基づいて、政府が主導して官民共同出資で設立した

22 日本貿易振興機構 (2005) 「英国におけるボランタリーセクターの資金調達に関する調査報告書」

投資ファンドに、1995年に設立された地域投資ファンド(Local Investment Fund)、2002年に設立されたフューチャービルダーズ(Futurebuilders)がある。

地域投資ファンドは、当時の環境・運輸・地域省とNatWest銀行などの民間銀行・企業の出資により設立された。社会的企業の自立支援のために本体で融資を行うほか、イングランドの各地域に8つのファンド(リージョナル・コミュニティ・ローン・ファンド: Regional Community Loan Fund²³)を設置し、このファンドを通じて地域における事業への融資を行っている²⁴。1995年の設立以来、102件、600万ポンド以上の融資を行ってきた。また民間とのマッチング融資を4,000万ポンド生み出している。これらにより2,016人の雇用と3,984ヶ所の職業訓練所を創出・維持し、65件の建物補修に寄与しているという成果が出されている。

フューチャービルダーズは、イングランドにおける個々のボランティア団体の公共サービス提供能力の向上と、補助金依存体質の改善を目的として、1億2,500万ポンドの政府資金を元に、2002年に官民出資の投資ファンドとして設立された。運営は、内務省、大蔵省、ボランティアセクター代表の協力の下で行われ、ボランティアセクターの意向が反映される形となっている。資金提供の対象は、コミュニティ強化、犯罪防止、教育、医療・社会ケア、児童・青少年育成の5分野であり、資金の用途は、固定資産(建物・設備等)無形資産、事業化調査、事業計画の構築などとなっている。

フューチャービルダーズによる投資の内容

投資種類	用途	内容・条件・その他特徴など
融資	資産購入費用 運転資金	フューチャービルダーズの投資パッケージの中心。 金利は主に変動金利で、無利子融資や返済据置期間を考慮することもある。不動産購入の場合は25年間、その他の場合は最長10年で提供し、1年未満の短期融資は行わない。可能であれば、担保を設定。主な融資プログラムは以下の通り； - ペイシメントローン：返済据置期間や無利子期間など、期間を弾力的に設定 - 支援ローン：固定利率 - ローン保証：銀行貸付の保証引受け
補助金	事業開発費 運営費 資産購入費	運営費の補助は主に中小組織に対して行われる。 上限は10万ポンド、2年間。 資産購入補助が中心で、運営費補助が単独で行われることはない。
普通株取得	-	小規模な組織に対するモデル事業として行われる。 助成金やローン提供の代償として一定水準以上の利益を分配し、また株式購入を通じてコミュニティ利益会社の利益の配分を行う。
能力構築支援	-	支援の範囲等について団体と相談のうえ、フューチャービルダーズと契約しているコンサルティング会社等によって提供される。すべての案件について、最初の一年間は必ず支援を受けるとともに、能力向上目標が設定される。

出所) 日本貿易振興機構(2005)

²³ 8つの地域は以下のとおり。North East、North West、South West、Merseyside、Yorkshire and Humber、West Midlands (ACLF)、East Midlands、South East

²⁴ 地域投資ファンドは、本体としてイギリス全土のプロジェクトの施設設備購入資金や運転資金等に対して2.5~25万ポンドを融資する。地域別に設置されたリージョナル・コミュニティ・ローン・ファンドは、各地域において1.5~10万ポンドの融資を行う。利率はリスクの程度によって決まり、すべての融資について担保が設定される必要がある。

地域開発金融機関（CDFI）

ボランティアセクターによる公共財・サービス提供を支える民間の金融機関としては地域開発金融機関（Community Development Finance Institutions：以下CDFI）がある。CDFIは金融収益と同時に社会目的を追求する機関であり、地域開発関連事業を行う事業主体や社会福祉事業などを行う社会的企業に対して資金の提供を行う。2002年に認定CDFI制度が設けられてから急速に成長してきている。

認定CDFIは2002年にコミュニティ投資税額控除制度（Community Investment Tax Relief：以下CITR）の導入にあわせてつくられた制度である。CITR下では、中小企業庁が認定する、認定CDFIに対して証券購入、出資等の方法で資金提供を行った企業または個人は、5年間でその額の25%（年5%）に相当する額が法人税又は所得税から控除される。

2003年未までの認定CDFI

金融機関名	本拠地	主な融資対象
Aspire Micro Loans for Business Ltd	北アイルランド	北アイルランドの中小企業
Aston Reinvestment Trust (ART)	バーミンガム	バーミンガム、ソリフルの中小企業
BIGinvest Company Limited	ロンドン	イギリス全土のCDFI
Black Business in Birmingham	バーミンガム	バーミンガムのエスニックマイノリティの起業家
Black Country Reinvestment Society (BCRS)	ウエストブロミッチ	ダッドレー、サンドウェル、ウォルソール、ウォルバートン、ソール、ソール・エンタープライズ
Bolton Business Ventures (BBV) Ltd	ボルトン	ボルトン、ハリ、オールドハム、ロッチデール、ウィガンの中小企業
Charity Bank	ケント	イギリス全土のチャリティ団体
Derby Loans Group	デルビー	デルビーの中小企業
The Enterprise Fund	マンチェスター	マンチェスターの中小企業
First Enterprise Business Agency	ノッティンガム	イーストミッドランドのエスニックマイノリティの企業家
IndustrialCommonOwnershipFinance(ICOF)	ロンドン	イギリス全土の協同組合およびソーシャルエンタープライズ
Local Investment Fund (LIF)	ロンドン	イギリス全土のコミュニティ企業、ソーシャルエンタープライズ
London Rebuilding Society (LRS)	ロンドン	ロンドンのソーシャル・エンタープライズ
One London	ロンドン	ロンドンのCDFI
National Federation of Enterprise Agencies (NFEA)	ベッドフォード	NFEA会員の中小企業
North Staffordshire Risk Capital Fund (NSRCF) Limited	ストークオントレント	ストークオントレント、スタッフォードシャー、ムアランズ、ニューカッスルアンダーライム、スタッフォードの中小企業
The Prime Initiative	ロンドン	イギリス全土の50歳以上の新規起業家
Social Investment Scotland	エディンバラ	スコットランドのCDFI
Triodos Bank	クリフトン	イギリス全土の社会文化的団体
Ulster Community Investment Trust	ベルファスト	北アイルランドの社会文化的団体
West Yorkshire Enterprise Agency	ウェイクフィールド	北アイルランドのコミュニティ経済の発展に寄与する団体
Yorkshire Enterprise Partnership Investment Micro Loans Fund	リーズ	ウエストヨークシャーの起業家

出所) SBS 資料

なお、認定CDFIは2004年度に56団体まで増加している。

(4) 寄付活動に対する税制優遇措置

イギリスでは、民間非営利団体に関する独立の法律として1960年に制定されたチャリティ法があり、同法により規定されたチャリティに対する寄付について、税制優遇措置が設けられている。非営利団体は、チャリティ委員会に対する申請を行い、内国歳入庁の合意により登録が行われることで認定される。チャリティの資格を持った団体や、その団体へ寄付を行ったものに対しては、税制優遇措置が設定されており、2005年時点におけるこうしたチャリティの数は16万7022団体にのぼる。

現在の英国の寄付にかかわる税制優遇措置は、チャリティに対するギフトエイド (Gift Aid) ペイロールギビング (Payroll Giving)、デーズオブコベンツ (Deeds of Covenants)²⁵、ギフトインカインド (Gift in Kind)²⁶、などの方法が認められている。

このうち、ギフトエイドを選択した場合、寄付者は寄付に対して定められた税額を内国歳入庁に納め、残額をチャリティに寄付するが、寄付者の寄付を受けたチャリティが、内国歳入庁に対して税の還付請求を行うことで、寄付者 (納税者) の希望した分の額を受領できる仕組みになっている。

一方、ペイロールギビングを選択した寄付者 (被雇用者である個人) は、源泉徴収なしに、給料天引きで雇用主 (企業) から寄付専門取扱い機関 (Payroll Giving agencies) を通してチャリティに送金されるしくみとなっており、寄付をしやすい環境を支える制度が整備されているといえる。

イギリスの寄付税制

方法	個人		普通(営利)法人の所得控除
	寄付に対する所得控除	遺贈・相続財産の寄付	
ギフトエイド (GiftAid)	高額税率(40%)が課せられる高額所得者は、標準税率(20%)との差額を還付請求できる。	遺言で寄付した場合、また、相続・遺贈で財産を取得した場合、相続税は非課税。	全額損金算入できる
ペイロールギビング (PayrollGiving)	給料天引きにより源泉徴収なしで全額を所得控除できる。		

出所)「わが国の寄付文化の「興隆」に向けて」三井トラスト・ホールディングス 2005 より抜粋

²⁵ イギリス独特のしくみといわれ、一定期間、一定金額の寄付を誓約することに対して税優遇を認めるもの。「継続的誓約寄付」(「非営利セクターと寄付税制」跡田直澄ほか)

²⁶ 土地、建物、株式などの現物寄付

5 . 海外事例から見る日本への示唆

多様な資金チャネルによる自立的な経営基盤の確立

わが国では、NPO など非営利セクターの活動が年々拡大する状況にあるものの、いまだその水準は、欧米諸国と比較すると低いといえる。また、自ら資金を調達して事業を行うような事業型の NPO の活動の規模も、米国などと比べると小さい。

社会的責任投資の拡大をはかるには、NPO など非営利セクターの活動をさらに拡大するとともに、財務面においても、行政の支援や寄付に加えてサービス・事業による収入など、多様な収入源を確保することで、自立的かつ持続的な経営基盤を確立していくことが必要である。

米国では、コミュニティ開発に関わる事業について、政府や自治体だけでなく、地域開発公社や NPO などが、自ら資金を調達し、リスクを負って事業を行うという、ビジネスとしての側面を強く持った事業運営が行われている。中でも低所得者向け住宅提供事業では、こうした非営利セクターが大きな位置を占めている。イギリスでもソーシャルエンタープライズの必要性が認識され、事業性・社会性を追求した自立的な組織の育成を支援する環境の整備が進められている。また、文化芸術などのより事業性の低い分野であっても、その活動を行う NPO 等は、寄付収入や事業収入など多様な資金チャネルを確保しようとしており、自立的な経営基盤の確保を志向しているといえる。そして、こうした非営利セクターの経営基盤の確立や自立性の確保を支えるマネジメント支援を行う中間支援組織が充実している。

わが国においても、NPO 等の活動の拡大と、自立的な経営基盤の確立が必要であり、こうした動きを支える制度や中間支援組織の充実などが求められてこよう。

社会的活動の評価や情報提供による信頼の醸成

章におけるアンケート調査結果などから、わが国では個人が NPO など非営利セクターに対する寄付や出資などの資金的な支援を行うのをためらう理由として、運営体制や資金の使われ方に不安があること、また、NPO 全般に対する信頼が不十分であることが示されている。

社会的活動を行う団体への信頼性を高めるためには、個々の団体が自ら社会性の高い事業活動を展開し、経営基盤を強化していく努力も必要であるが、寄付や出資を行う個人の立場からは、第三者による客観的な評価や適切な情報提供というものが重要な判断材料となると考えられる。

オランダでは、募金中央委員会 (C B F) が N P O の評価や募金活動の監督を行っており、これが団体の活動の信頼性を高めることにつながっている。またアメリカでも、コミュニティ開発等への出資がどの程度の社会的収益を生み出すかといった評価を行う機関 (カルバート財団) が存在し、社会的責任投資を行おうとする人々に対して適切な情報提

供を行っている。

こうした機関による評価や、情報提供があることで、寄付や出資が拡大しているという指摘もあり、わが国においても NPO など社会的活動を行う団体の事業内容や経営状況を客観的に評価し、情報提供する必要があるといえよう。

社会への貢献欲求を目に見える形で具体化する金融商品の提供

章におけるアンケート調査結果からは、約半数近くの人が、条件さえ合えば社会的責任投資を行いたいと回答しており、身近な地域や自分にメリットがある分野への活動に対してお金が使われることを望む人が多い結果となった。関心が高い分野としては、男性であれば環境やまちづくりの分野、女性であれば健康・医療・福祉などの分野であった。

社会的責任投資をすすめていくためには、人々の社会に対する貢献欲求に答えるような商品というものを提供していくことが必要になると考えられるが、わが国では、人々の多様なニーズにきめ細かくこたえるような多様な商品構成や、商品サービスに関する情報の提供というものは必ずしも十分とはいえない状況である。

これに対して、海外の事例をみると、例えばオランダのトリオドス銀行では、環境事業や有機農業、児童教育、途上国支援などの社会的活動を支援するための預金商品が設定されており、人々の多様な社会貢献欲求にこたえるような商品が提供されている。

わが国においても、こうしたニーズにこたえられるような商品の提供により、人々の社会貢献欲求を社会的責任投資につなげていくような工夫が求められるであろう。

専門金融機関や個人による投融資や寄付に対する政策的支援の実施

わが国でも、市民金融や市民ファンドなど社会的活動に資金提供する仕組みが生まれてきている。しかし、アンケート調査からはその認知度はいまだ低い状況であり、活動規模も個人による出資や寄付の規模も低い水準にある。

一方、米国やオランダ、英国では、社会的活動に取り組む非営利セクターの活動が活発であるとともに、地域開発を始めとする社会的な事業に対して投融資を行う専門金融機関や助成のための組織が発達しており、それに対して CDFI 基金（米国）やグリーン・ファイナンス・スキーム（オランダ）など、地域開発金融機関に対する支援制度や、これらの機関に投資したり助成のための組織に寄付した個人に対する税制優遇制度などが設けられ、自立的な発達を後押しする形で政策的支援が行われている。政策的支援の結果、個人のお金が専門金融機関や助成組織を通じて、より社会的活動に流れやすくなっていると言える。

わが国においては、社会的活動への投融資や寄付はまだ芽が出たばかりの状況であるが、今後こうした動きが拡大するにあたって、それを後押しする形での助成制度や税制優遇措置などの政策的支援を検討することが必要となってくると考えられる。

. 社会的責任投資を支える資金の流れ

1 . 社会的責任投資を支える資金の流れについての調査対象

本章では、社会的責任投資に関連する機関やしくみとして、市民金融や市民ファンドの動向、NPO やコミュニティビジネスに対する金融機関による取り組みや自治体による支援、寄付の動向、および SRI ファンド・エコファンドなどを取り上げて、その概要や課題について整理を行う。

具体的には、市民金融・市民ファンドについては、NPO バンクによる融資や特定の事業への市民の出資などのしくみを採り上げる。

金融機関による NPO やコミュニティビジネスに対する取組みについては、労働金庫や信用金庫、信用組合、地銀などの融資や助成、マネジメント支援などを採り上げる。

また、自治体については、NPO やコミュニティビジネスに対する支援として、融資や助成、公共サービスの委託やマネジメント支援などを採り上げる。最近人気を集めている自治体発行のミニ公募債についても採り上げる。

さらに寄付活動については、わが国の寄付活動の状況と寄付税制について整理する。

最後に、SRI ファンド・エコファンドなど株式投資や投資信託による社会的責任投資については、投資信託商品の概要や評価プロセスなどの状況等について整理する。

2. 市民金融・市民ファンドの取り組み

(1) 市民金融・市民ファンドの概要と背景

市民金融・市民ファンドの概要

本節で採り上げる市民金融・市民ファンドとは、銀行など金融機関ではなく、民法上の任意組合などが市民から出資金としてお金を集めて、環境事業や社会福祉事業など、市民のためのサービスや地域における事業活動を行う NPO やコミュニティビジネス（地域に密着した小規模のビジネス）などに対して、融資や投資を行うしくみを総称したものとしてみとらげられる。

市民金融・市民ファンドの例はまだ少ないが、ここでは、市民が出資した資金を原資として NPO 等への融資を専門に行う NPO バンク、風力発電などの特定の事業に対する市民の出資を募る市民ファンド、また、社会的事業やコミュニティビジネスを行う事業主体が自ら支援者など市民から直接資金を集める少数私募債のしくみなどを採り上げる。

支援の分野は、環境関連事業、介護サービスなど社会福祉事業、あるいは女性の起業や若者を対象とした事業などさまざまであり、地域の課題によって、多様な分野での取り組みが見られるようになっている。

市民金融・市民ファンド設置の背景

市民金融・市民ファンドは徐々に生まれつつあるが、この背景には、NPO 団体や市民活動が拡大していくなかで、こうした団体に対して既存の金融機関の融資が行われないケースがあることや、市民の側からも自分たちの資金を社会に生かし、目に見える形で使いたいという要望が高まってきていることなどがあげられるといえる。こうした借り手と貸し手の動きをマッチングさせるしくみとして市民による金融のしくみが展開されつつある。しかしながら、その動きは未だ芽の段階に過ぎず、事業を運営するにあたって多くの課題を抱えている面もある。以下では、わが国における市民金融・市民ファンドの事業概要や運営状況について、現状と課題を整理する。

(2) 市民金融・市民ファンドの事業活動の概要

NPO バンクの概要

NPO バンクは、多くの場合、市民や NPO などから出資金を集めて民法上の任意組合（又は中間法人）を設立し、その資金を融資業務を行う団体に融資し、その団体が NPO やワーカーズコレクティブなどに対して融資を行うというしくみをとっている。

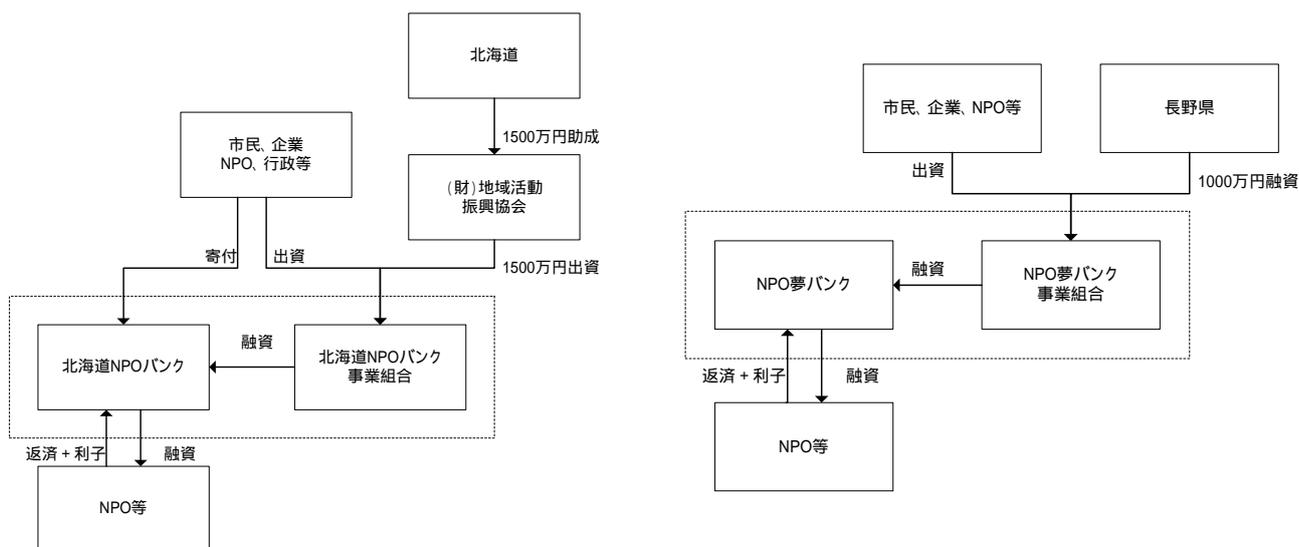
対象とする事業分野は各機関のミッションによって異なるが²⁷、環境関連事業や福祉事業などを中心に地域の課題に対応した融資が行われている。

近年では、自治体が地域のNPOと協議をすることでNPOバンクの必要性を認識し、設置するケースが出てきている²⁸。

NPOバンクの関係主体および資金の流れの例

(特定非営利活動法人北海道NPOバンク)

(特定非営利活動法人NPO夢バンク(長野))



出所) 北海道NPOバンク、NPO夢バンクHP等から作成

NPOバンクによる融資は、創業融資、事業展開時の融資など、そのステージにより様々である。特に事業が軌道に乗る前である創業時資金への融資は、信用金庫や労働金庫などの既存の金融機関から融資が受けられず、NPOバンクから融資を受けたというNPOは多い。

融資限度額は資金の用途や融資期間などにより異なるが、1000万円以下の小口の融資が多い。また、担保は不要とするケースも多いが、原則複数の連帯保証人を求めることが多い。

なお、出資金については年1回の出資金の払い戻しを認めている場合が多い。また、出資金に係る配当については規約上は支払うことができるようになってはいるものの、実際には配当なしの場合が多い。²⁹

²⁷ 例えば、未来バンク事業組合であれば環境関連事業への融資の比率が高い。また女性・市民信用組合設立準備会であれば、女性の起業などを中心に福祉NPOなどへの融資を展開している。

²⁸ 北海道NPOバンクやNPO夢バンクでは、自治体(北海道、長野県)が融資や、出資(財団法人に対する助成を行いそこを通じて出資するかたち)などの支援を行っている。

²⁹ 配当を支払う余裕があればNPOに対する貸出利子を引き下げたいとの意向を示しているところもある。

NPOの事業段階と資金ニーズの概要

資金ニーズ	概要	必要資金
創業時資金	<ul style="list-style-type: none"> 組織の立ち上げ期や事業の開始のための資金ニーズ。事務所賃料、OA機器等設備経費などのための資金。 民間金融機関の融資が受けられないケースがほとんどで、NPOバンクなどが融資を行うケースが見られている。 	100～500万円程度
つなぎ資金	<ul style="list-style-type: none"> 自治体などから委託事業を受託した場合に、委託費の支払い前に発生する事業経費や人件費の支出のためのつなぎ融資を必要とするケース。委託事業の増加に伴い、こうした資金調達ニーズが増加している。 NPOは内部留保資金が脆弱であり、先行して発生する費用を負担する財務能力が乏しいことからこうしたニーズが顕在化している。 	500～1,000万円程度 (受託費用による)
運転資金	<ul style="list-style-type: none"> 恒常的な運転資金の不足、毎月の入出金額の変動のために支払い資金が不足する場合の資金ニーズ。 内部留保の乏しいNPOにとって必要な資金であり、財務運営の見極めが難しく、民間金融機関の融資にはなじまない。 	200～500万円程度
設備投資資金	<ul style="list-style-type: none"> 施設建設、改修などハードの整備に伴う資金ニーズ 社会福祉分野におけるグループホームの建設などであり、信金など民間金融機関とも時間をかけて交渉を行うことにより融資を受けているケースや、自治体からの助成、NPOバンクからの融資など、多様な資金調達手段を組み合わせているケースなどがみられる。 	100万円～2、3億円までと多様

出所) NPOバンクからのヒアリング等により作成

市民ファンド(特定の事業への市民の出資)

ここでいう市民ファンドとは、公共性や社会性の高い特定の事業に対して市民が出資する仕組みであり、近年特に注目されているのは、風力発電事業(市民風車)である。NPOなどが社会的活動の中心的役割を果たすが、出資の受け皿、事業の実施主体など、必要な機能に応じて別組織が設立され、全体として社会的活動が推進されている。例えば、NPO法人北海道グリーンファンド³⁰が普及促進を目指している風力発電事業の場合、株式会社である自然エネルギー市民ファンドが出資の受け皿として幅広く市民からの出資を募り、各風力発電事業者に対して融資している。出資ということで、元本も配当も保証されていないが、配当を支払うことができている事業もある。

³⁰ 北海道グリーンファンドは1999年に設立され、グリーン電気料金制度(電気料金の5%を自然エネルギー発電施設の建設基金のためにプールする制度)の運営を行う組織として活動を開始し、風力発電事業(市民風車)など自然エネルギー、省エネルギーの普及促進を目指している。関連団体として、株式会社北海道市民風力発電(出資の受け皿、風力発電所の建設・運営、売電など)、株式会社市民風力発電(企画開発、事業管理、コンサルタントなど)、株式会社自然エネルギー市民ファンド(日本各地の市民風車に対する出資の募集・運営・管理、市民風車プロジェクトに対する事業計画・資金計画サポートなど)などがあり、全体として風力発電の普及促進に取り組んでいる。

少人数私募債による資金調達

事業者自らが支援者など少人数の市民に対して債券を発行し、資金調達を行う方法で、中小企業やNPOが創業資金などをこのようなしくみにより調達するケースが多い。

福祉施設の建設や高齢者給食事業の創業資金などにおいて、縁故により資金調達を行う方法として幅広く活用されている。

なお、NPO等の資金調達では、少人数私募債による資金調達に加えて、NPOバンクなどの融資、民間金融機関による融資を組み合わせているケースが多い。

(3) 事業の課題

出資者と融資先のミスマッチへの対応

NPOバンクについては、出資者は集まったが融資先が見つからない、融資先は多いが、出資者が集まらず資金ニーズに対応できない、といったミスマッチが生じているケースが見られる。

融資先が見つからないというのは、NPO等に資金ニーズがありながら、NPOバンクの存在を知らずにいる場合もあれば、融資を受けて事業を立ち上げ、その後事業収入から返済するだけの安定した事業基盤のあるNPOが少ないことが原因とも言われている。したがって、地域における中間支援組織（NPOサポートセンターなど）や自治体とも連携しながら、融資先となるNPO等との接点を増やして資金ニーズを把握することや、NPO等の事業運営能力を高めていくような方策が重要となろう。

一方で、NPO等の資金ニーズに対応して関係機関の協力でNPOバンクを設立したものの、市民に対する情報提供が十分でなく認知度が低いために幅広い出資が得られず、資金ニーズに対応できないというケースもある。このような場合は、NPO等やNPOバンクの活動に対する情報提供に努め、特に融資によって実際に達成された成果や、融資によってNPOのどのような活動が促進され、地域や社会がいかによくなるかという具体的な展望を積極的にPRしていくことも重要と考えられる。

審査能力とフォローアップの強化

NPOバンクにとって、貸し倒れを避けるために審査能力の強化とフォローアップが不可欠である。現在あるNPOバンクでは、事業の社会性や理念を重視しつつも、事業計画や経営・財務状況、収入見込み、事業の持続性などから、返済可能性を審査している。その際、市民事業やNPO活動を実践している人、独自の専門分野やネットワークを持つ人、金融専門家、出資者なども参加している。このように審査にあたっては、金融関連の専門家に加え、NPO等の事業に知見のある専門家など多様な視点から審査することが重要と思われる。また、融資した後、事業の状況をフォローアップし、助言するなどきめ細かな

対応も必要となつてこよう。

3. 金融機関の NPO やコミュニティビジネスに対する取り組み

(1) 金融機関の取り組みの概要

金融機関については、NPO やコミュニティビジネスに対する融資や、助成（寄付等）マネージメント支援等を行うケースがみられるようになっている。

融資については、労働金庫や信用金庫、信用組合、一部の地銀などにより NPO に対して融資を行う取り組みがみられる。また、助成に関しては、労金や信金が NPO 等に寄付を行う例や、地銀の一部では預金と寄付を関係付ける仕組みを設ける例³¹などがある。また、一部の金融機関では融資や助成の取り組みに加えて、人的支援やノウハウ支援などのマネージメント支援の取組みなどが行われている。

金融機関の取り組みの概要

分類	概要
融資	<ul style="list-style-type: none"> ・労働金庫では他の金融機関に先駆けて NPO 法人向けの融資を制度化している。全国的に広がりを見せ、累計で 9 億 6 千万円の融資実績（2005 年 3 月時点）がある。 ・信用金庫では労金とほぼ同時期に、業界に先駆けて NPO 法人向け融資を制度化している。信金全体から見れば一部の金庫であるものの、いくつかの信金で実績がある。 ・信用組合では 1989 年に民間団体と提携し、「市民バンク」という融資サービスを開始した事例がある。 ・地銀では一部に NPO 法人向けの融資制度がある。
助成（寄付等）	<ul style="list-style-type: none"> ・労金では多くの金庫で NPO 向けの助成制度がある。 ・信金の一部では中間支援組織（NPO サポートセンター）と提携して助成制度を設置している例がある。 ・地銀の一部では定期預金と NPO への寄付を関係付ける仕組みを設ける例がある。
マネージメント支援（人的支援、ノウハウ支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・労金では、NPO への職員の派遣、市民金融等への職員の派遣、NPO 向けのセミナーの実施、NPO 等へのボランティア人材の供給等の取り組みがある。 ・信金では、セミナーの実施、NPO 等への経営助言、職員のボランティア派遣等の取り組みがある。

出所）各種資料、インタビュー調査より作成

³¹ 後述する三重銀行では、NPO を支援するために寄付を行い、その寄付によって取得した地域通貨を預金者に進呈する定期預金がある。

(2) 金融機関の取り組みの背景

こうした金融機関の取り組みが進んだ背景として、次の2点を指摘する見解がある³²。第1に、NPOやコミュニティビジネスへの支援は、地域貢献活動、あるいはCSR(企業の社会的責任)の一環として位置付けられる。第2に、中心市街地の衰退に見られるように、伝統的商工業の低迷が進行し、資金需要が趨勢的に低下している地域が少なくない。これらの地域の一部では、新しい貸出先としてNPOやコミュニティビジネスの存在が注目されつつある。

また、金融庁がとりまとめた「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」(平成17~18年度)³³のなかには、「地域貢献に関する情報開示」や「地域再生推進のための各種施策との連携等」、「担保・保証に過度に依存しない融資の推進」が地域金融機関(地銀、信金、信組)に対して要請されている。一部の金融機関では、こうしたアクションプログラムのなかにNPOやコミュニティビジネス向けの融資、助成、マネジメント支援を位置付け、推進している。

現状では、地域貢献活動が創業の理念と親和的であった労働金庫や信用金庫を中心に、NPO向けの融資や、融資以外の多様な取り組みが展開されている³⁴。

そこで、以下では労金と信金を中心に特徴的な取り組みを紹介する。

³² 澤山弘「NPO・コミュニティビジネスと地域金融」(2005)

³³ 同プログラムは「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(旧アクションプログラム)に続くものとして、2005年3月に策定された。

旧アクションプログラムの実績等の評価のなかには、地域経済の低迷等に対応した地域住民自身による「まちづくり」の視点を踏まえ、金融機関には地域活性化に向けた取り組みの積極的な推進が必要であるとの見解が示されている(金融審議会金融分科会第二部会座長メモ)。

³⁴ 金融機関として初めてNPO法人向けの融資を制度化した労金では、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与」することが理念として謳われている。また、労金とほぼ同じ時期にNPO法人向け融資を業界で先駆けて制度化した奈良中央信金では、「常に地元の皆さまと共に、地元の発展に寄与する」ことが創業の理念とされている。

(3) 金融機関の取り組みの詳細

融資

() 融資の内容

労働金庫では、2000年4月に東京労金（現中央労金） 群馬労金（現中央労金） 近畿労金が、他の金融機関に先行して「NPO事業サポートローン」を開始した³⁵。その後、労金でのNPO融資は全国的に拡大し、現在では13の労金全てが、単体あるいは県との提携によりNPO融資を実施している。2004年度までに累計で156件、約9億6千万円の融資実績がある。

労金のNPO融資実績

年度	2000～2001	2002	2003	2004	合計
相談件数(A)	160	150	207	164	681
融資実行件数(B)	28	28	44	56	156
B/A	17.5%	18.7%	21.3%	34.1%	22.9%
新規実行金額(千円)	183,178	202,700	296,975	280,000	962,853
年度末残高(千円)	137,274	266,833	468,200	519,184	-

出所) 全国労働金庫協会提供資料より作成

労金の取り組みは、1千万円以下の融資が多いものの、全国的に広がりを見せており、無担保で融資が行われている場合も多い。また、借入れ需要の大きい介護系NPO法人の設備資金の際には、不動産等を担保としたり、介護保険報酬を返済原資に見込んだりすることで、より多額の融資を実行することもある³⁶。

また、一般的に創業時の融資リスクは高いと考えられるため、NPO立ち上げ時には融資しないケースが多く、事業開始後3年といった条件を課すことが多い。

³⁵ 以下労金の融資に関する取り組みについては、多賀俊二「労働金庫とSRI・CSR」(2003) 多賀俊二「NPO施策と労働金庫」(2004) 同氏へのインタビュー(2006年1月、2月)を参考にした。

³⁶ このように介護系NPO法人に対して比較的高額な融資が行われるのは、信用金庫の取り組みにおいても同様である。澤山弘「NPO・コミュニティビジネスに対する創業融資」(2005)。

労金による NPO 向け融資の条件

項目	内容
対象となる NPO	NPO法に基づく NPO 法人のうち、下記の条件を満たす団体が対象 ・事業歴が 2 年（ないし 3 年）以上あること（任意団体としての事業期間を含む） ・各金庫の審査基準を充足すること
資金使途	運転資金、設備資金（開業資金は対象外）
融資額	無担保：1 法人あたり最高 500～1000 万円 有担保：担保評価の範囲内で、返済の見込める金額
融資利率	返済期間、担保の有無、固定 / 変動金利の別に応じた各 < ろうきん > 所定の利率
融資形式	運転資金：手形貸付・証書貸付 設備資金：証書貸付
返済期間	手形貸付：1 年以内 証書貸付：無担保（運転資金）は 5 年以内、有担保（証書貸付）は各金庫所定の期間内
担保	無担保：不要 有担保：不動産または預金
保証	無担保有担保を問わず、原則として NPO 法人の代表者の他、各金庫所定の人数の連帯保証人（原則として NPO 法人の理事から選任）が必要

注）金庫により制度内容に若干の違いはある。

出所）多賀俊二「労働金庫と SRI・CSR」（2003）

信用金庫では、労金とほぼ同時期の 2000 年 5 月に奈良中央信金が NPO 向け融資をスタートしたことを皮切りに、確認可能な限りで 2004 年 12 月現在、16 金庫が NPO 向け融資を実施している³⁷。また、NPO に限定した融資を制度化せず、中小企業等向けの通常の融資業務の一環として NPO 向け融資を位置付けているところもある³⁸。

いち早く融資を開始した奈良中央信金では 1 法人あたり 300 万円まで無担保で融資している³⁹。2005 年 10 月までに 8 件、総額 1,500 万円の融資を実行し、現在のところ貸し倒れは発生していない⁴⁰。

また、融資の対象を NPO 法人だけではなく、企業組合や任意団体にまで拡大している例（福島信用金庫等）や法人格取得後 1 年未満の NPO 法人も対象としている例（佐野信用金庫等）もある。

³⁷ 以下信金の融資に関する取り組みについては、澤山弘「NPO・コミュニティビジネスに対する創業融資」（2005）を参考にした。

³⁸ 岐阜信金では 2003 年から「ぎふしん地域活性化支援ローン」、福島信金では 2004 年からコミュニティビジネス支援ローン「わくわく・SHOP」を開始している。

³⁹ こうした信用金庫の取り組みに先駆けて、1989 年に永代信用組合（当時）が（株）プレス・オールターナティブと提携して「市民バンク」という融資サービスを開始した（現在は同株式会社と江東信用組合、青和信用組合が提携）。この取り組みでは信用組合が事業性の審査を行い、同株式会社が社会性の評価を行っている。市民バンクの取り組みとしては、「東京市民バンク」（1996 年、東京都信用組合協会と同株式会社が提携）、信用組合の取り組みではないが「しあわせ市民バンク」（2001 年、西京銀行と同株式会社が提携）が実施されている。

⁴⁰ 「金融ジャーナル」2005 年 11 月

信金の NPO 等向けの融資制度の事例

信用金庫名	ローン名	対象	融資額	金利
永和信用金庫	えいわ NPO ローン	営業エリア内の「特定非営利活動法人」	300 万円以内	
長野信用金庫	しんきん NPO ローン		300 万円以内	
新庄信用金庫(山形)	しんきん NPO ローン	山形県から特定非営利活動法人の法人認証を受け、主たる事務所の所在地が当庫営業エリアにある団体	300 万円以内	2.8%(固定)
佐野信用金庫(栃木)	さのしん NPO ローン	営業区域内の特定非営利活動法人	無担保:500 万円、有担保 5,000 万円	
多摩中央信用金庫	NPO 事業支援ローン	地域性・社会性があり安定した事業収入がある、もしくは、今後事業収入が見込める特定非営利活動法人	500 万円以内	つなぎ資金:1%、その他:3%
金沢信用金庫	きんしん NPO ローン	営業区域内で活動する特定非営利活動法人であること	300 万円以内	2.6%(固定)
岐阜信用金庫	NPO 支援ローン	営業区域内の特定非営利活動法人	300 万円以内	2.38%
東濃信用金庫(岐阜)	NPO ローン	特定非営利活動法人	300 万円以内	2.63%
奈良中央信用金庫	ちゅうしん NPO ローン	特定非営利活動法人であり、かつ主たる事務所の所在地が営業エリアにある団体。	300 万円以内	2.8%(固定)
さわやか信用金庫(東京)		特定非営利活動法人	500 万円以内	1 年以内:1.375%、1-3 年:2.375%、3-5 年:2.85%
北陸信用金庫(石川)		特定非営利活動法人	300 万円以内	2.50%
沼津信用金庫	ベンチャー・NPO 起業融資支援制度	特定非営利活動法人・新規創業・産学連携ベンチャー	NPO 法人:500 万円以内 新規創業:500 万円以内 産学連携ベンチャー:3,000 万円以内	1%
水戸信用金庫	NPO 事業サポートローン		500 万円以内	固定金利
福島信用金庫	わくわく・SHOP	コミュニティビジネス事業者。NPO 法人、企業組合、中間法人、社会福祉法人などの法人及び団体グループ	1,000 万円以内	固定金利 2.675% / 変動金利 2.175% / 法人で 2 年経過の場合 0.3%優遇 / 補助金による返済の場合 0.5%優遇
青梅信用金庫(東京)		事業収入がある設立後 1 年以上の特定非営利活動法人	運転資金:500 万円以内 設備資金:600 万円以内	3 年固定(それ以降変動)当金庫所定金利
西武信用金庫(東京)	西武コミュニティローン(コミュニティビジネス支援ローン)	地域貢献のためにビジネスを営む事業者	無担保:1,000 万円以内(助成金がある場合は、助成金範囲まで)、有担保:当金庫の担当評価の範囲内	当金庫所定金利(変動金利または固定金利)

出所) NPO 法人「アリスセンター」の資料をもとに作成

地銀では労金や信金と比べ、NPO 向けの融資が制度化されている事例は少ないが、いくつか特徴的な取り組みがある⁴¹。

他の地銀に先駆けて取り組みを開始したのは、宮崎太陽銀行の NPO 支援貸付「ボランティア」である（2003 年 10 月）。この商品は無担保・無保証であり、2004 年 9 月末の時点で 4 件、700 万円の実績がある⁴²。

また、福島銀行の「創業・新規事業応援ローン」のように、民間企業の創業者向けの融資に NPO も加えている例もある。三重銀行も NPO 法人向けの融資を 2005 年に開始している。このローンでは、助成金等の交付までのつなぎ資金に限られるものの、500 万までを無担保で貸し付ける。

宮崎太陽銀行の「ボランティア」の概要

対象法人	県知事または内閣総理大臣が認証した特定非営利法人で、宮崎県内の NPO 法人。 当行の融資審査において、決算書類や事業計画書から貸付金の償還財源が確認できる NPO 法人。 市民活動の理解を深めるため、有識者の意見書および活動参加の動機や将来の活動方針についての「夢作文」の提出が必要
融資金額	50 万円以上 500 万円以内（10 万円刻み）
融資期間	設備資金 7 年以内 運転資金 5 年以内
資金使途	補助金・助成金交付までのつなぎ資金、小規模の設備資金、事務機器購入資金、イベント開催資金、研修費用等
担保	不要
保証人	不要
融資利率	年 7.0%（金利固定型） 宮崎県社会福祉協議会の利子補填制度の要件に該当すれば、利子補填を受けることができる

出所）宮崎太陽銀行のホームページをもとに作成

（ ）審査方法

融資の審査方法は、いずれの金融機関も事業性の審査と社会性の審査という 2 つの観点で行われることが多い⁴³。

事業性の評価では、貸し倒れが発生しないかという観点から、当該事業が評価される。NPO やコミュニティビジネスでは大企業とは異なり、組織の存続がリーダー個人に依存す

⁴¹ 地銀等において NPO 法人向けの融資の実績が少ないというわけではない。経済産業研究所「2005 年 NPO 法人アンケート調査結果報告」によると、05 年 9 月時点において借入金があると回答した 573 法人の借入先として、銀行（9.9%）とした回答は、信用金庫（8.2%）や労働金庫（2.3%）、地方自治体（2.1%）より多くなっている（複数回答、なお最も回答が多かったのは個人（69.8%））。

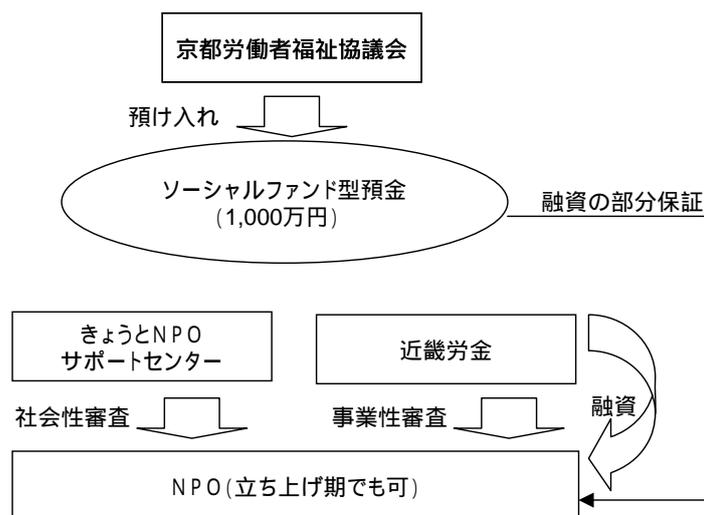
⁴² 宮崎太陽銀行のホームページ参照。http://www.taiyobank.co.jp/disclosure/m_disclosure200502/kouken02.html

⁴³ 多摩信金長島氏、近畿労金法橋氏の講演（2006 年 2 月）や各種資料を参考に整理した。

る場合も少なくないことから、事業者個人に対する評価が事業の評価につながる場合も多いという。他方、社会性の審査では、当該事業が地域経済の活性化や地域福祉の充実、国際貢献等の公益に資するものであるかという点が評価される。

審査にあたっては、金融機関が単独で行うのではなく、他と連携する動きもある。例えば、「きょうと市民活動応援提携融資制度」では、社会性の評価を中間支援組織（きょうとNPOサポートセンター）が担い、事業性の審査を労金（近畿労金）が担うという役割分担がなされている。また、同融資制度は、労金の融資リスクを京都労働者福祉協議会（労福協）と分担している点からも、ユニークな取り組みであると言える。具体的には労福協が労金へ預け入れる「ソーシャルファンド型預金」（1,000万円）と呼ばれる預金を設定し、NPO 融資への担保とし、貸し倒れが発生した場合、労福協の預金が優先的に取り崩される仕組みとなっている。この結果、NPOの立ち上げ資金にも融資する、法人代表者及び連帯保証人1名の個人保証でよいとするなど、融資条件の緩和が可能となっている。

きょうと市民活動応援提携融資制度の概要



出所) 近畿労金法橋氏の講演(2006年2月)をもとに作成

助成（寄付等）

労金では多くの金庫で NPO 法人向けの助成制度がある（北海道、東北、中央、長野県、静岡県、北陸、近畿、中国、四国、九州）⁴⁴。例えば、中央労金の「中央ろうきん助成プログラム」では、1 年定期の利息の 30% が NPO を支援する基金に振り替えられる仕組みである。この基金に加えて、中央労金からの拠出金を加えて、毎年概ね 1,300 万円の助成を行っている。

また、助成に近い性格を有する取り組みとして、労金では NPO 法人への振込手数料を免除する制度を設ける例がある（北海道、東北、北陸、東海、近畿、四国、九州）。

信金では、一部に中間支援組織（NPO サポートセンター）と提携して助成制度を設置した例もある。例えば、奈良中央信金では、2003 年 4 月に奈良 NPO センターと共に「なら・未来創造基金」を設立した。同基金では地域活性化の活動をする団体へ資金助成を行い、2003 年度 5 団体、2004 年度 6 団体、2005 年度 6 団体へ助成した実績を持つ⁴⁵。

この取り組みの背景には奈良中央信金が実施してきた「ならちゅうしん基金」がある。この基金では活動に賛同する役職員が、毎月 300 円ずつ積み立て、役職員の積立額と同額を金庫が負担するという形式である。役職員の 98% が協力しており、年間約 200 万円の積み立てがある⁴⁶。

地銀では、三重銀行が定期預金と寄付を関係付けた取り組みを行っている。これは、同銀行が NPO を支援するために寄付をすることによって取得した地域通貨を、預金者に対して進呈する定期預金である（「J マネー定期」）⁴⁷。第 1 回では募集総額（10 億円）を約 2 ヶ月で完売している。

⁴⁴ 以下労金の助成に関する取り組みについては、多賀俊二「NPO 施策と労働金庫」（2004）を参考にした。

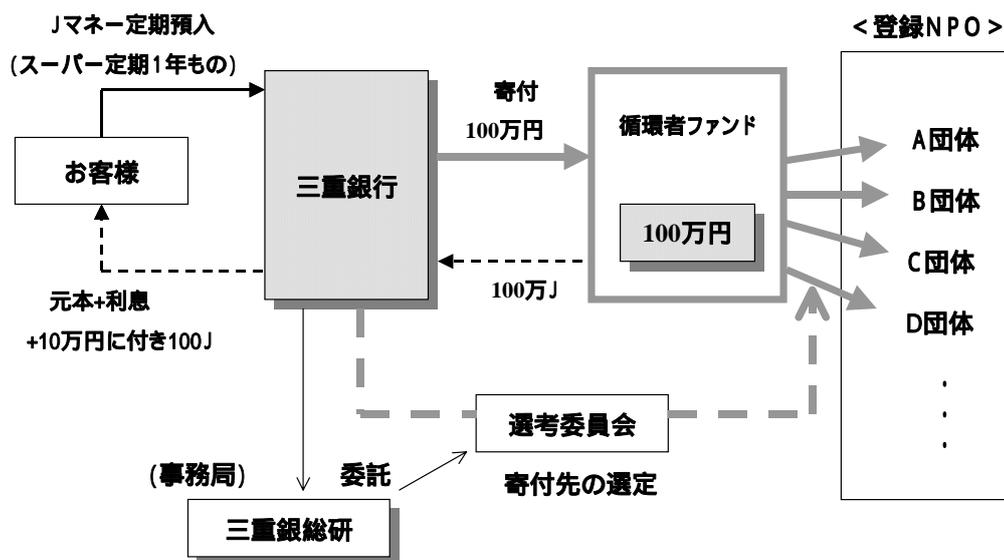
⁴⁵ 奈良中央信金の取り組みについては、「金融ジャーナル」2005 年 11 月を参考にした。

⁴⁶ 基金は地元小学校への環境浄化樹木の植樹等に活用されている。

⁴⁷ 三重銀行のホームページ参照。預金者には定期預金の金利も支払われる。

http://www.miebank.co.jp/kojin/tameru/j_money.html

三重銀行のJマネー定期の仕組み



(Jマネーの使用例)

- 個人間の謝礼：パソコンを教えてもらった、病院に行くためにクルマに乗せてもらった
- NPO 活動の対価：子ども向けイベント参加費の一部として
- Jファンド協力店で：買い物や食事の代金の一部として
- スチューデントエコノミーで：高校生が運営する模擬店で代金として

出所) 三重銀行のホームページをもとに作成

信託銀行では信託業務を通じた取り組みを行うところもある。中央三井信託銀行では、2004年6月からNPOと遺言信託業務で提携している。これは、提携先のNPOに対して、遺贈による寄付ができる制度で、同行が遺言書の保管と将来の遺言執行を引き受けている。

マネージメント支援（人的支援・ノウハウ支援）

労金ではNPOや市民金融への職員の派遣といった人的支援を行っている例がある。例えば、NPO推進センターへ職員を派遣した近畿労金の例や、NPOバンクのコミュニティ・ユース・バンク momoへ職員を派遣した東海労金の例がある。東海労金の例では、職員が融資審査委員会のメンバーの1人として加わっており、これまで労金で蓄積した審査ノウハウが活かされることが期待されている⁴⁸。

また、シニア世代等を対象にボランティアを募り、NPO等への参加を促すとともに、活動参加者を受け入れた団体に補助するなどの取り組みも行われている⁴⁹。

⁴⁸ momoへのヒアリングによる（2006年2月）。また、コミュニティファンド・まち未来へは中央労金の職員が理事として参画している例等もある。

⁴⁹ 近畿労金の「NPOパートナーシップ制度」では、2000年度からNPOへのボランティアを募る取り組みを行っている。高齢者を中心とした労金友の会や現役の会員労組の組合員などを対象に、NPOやボランティア活動を紹介するセミナーを開催している。NPOへの活動参加者には一日あたり1,000円（上限2万円）の補助を支給すると同時に、受け入れた団体にも、1人あたり1万円を補助している。

信金でも、職員に対して社会的な活動への参加を促す制度がある⁵⁰。例えば、永和信金の「ボランティア派遣制度」では、営業時間中のボランティア活動も認める、それぞれの営業店の職員だけでは不足する場合には他営業店に応援を求めることができる、全役職員があらかじめ自分のできる活動項目を登録している等の点で、積極的な取り組みが推進されている。

また、NPO に対するノウハウ支援として、労金では NPO の資金調達等に関するセミナーやフォーラムを実施する例がある。信金においても、NPO 法人やボランティア団体を対象とした会計セミナー等を実施する例がある⁵¹。また、NPO 向けに限ったサービスではないが、東濃信金では 2002 年から「とうしん くらしの経営のサポートプラザ (TOS プラザ)」を開設し、コンサルテーションとローンの 2 本柱で創業時の事業者を支援している。

東濃信金の TOS プラザの概要

創業支援制度

- ・ 事業計画の作成段階から、商圈分析等の市場調査を実施して、支援レポートを作成。
- ・ 資金計画や収支予測などの助言。

創業サポートローン

- ・ で事業が妥当と認められれば、融資を行うことができる。

出所) 澤山弘「地域貢献としての NPO・コミュニティビジネス支援」(2005)

こうしたマネージメント支援は無償で行われている例も多い。その背景には、社会貢献という側面も強いものの、NPO やコミュニティビジネスを育成し、NPO の経営を強化することによって、融資リスクの低下や将来的な融資の需要につなげたいという積極的な思いも金融機関側にはあるようである⁵²。

⁵⁰ 信金のマネージメント支援については、澤山弘「地域貢献としての NPO・コミュニティビジネス支援」(2005)を参考にした。

⁵¹ 信金では NPO 向けの支援だけでなく、自身が NPO を立ち上げる例もある。例えば、NPO を立ち上げた但陽信金や新庄信金では、1 人暮らし高齢者や障害者への緊急通報サービス、バイオマス活動の普及支援などの分野で地域貢献活動を行っている。

⁵² 全国労働金庫協会多賀氏へのインタビュー(2006 年 1 月、2 月)、多摩信金長島氏、近畿労金法橋氏の講演(2006 年 2 月)等を参考にした。

(4) 金融機関の取り組みの課題

審査・評価ノウハウの蓄積

「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」においても推進が求められているように、「担保・保証に過度に依存しない融資の推進」は金融機関の課題となっている。すなわち、それは、融資先の将来性を審査・評価するノウハウを蓄積し、融資できる「目利き力」を持つことである。

しかし、現状では金融機関の側に十分な審査・評価ノウハウが蓄積されているとは言い難い。第1に、当初融資を行うに当たっては、NPO等の事業運営や財務面での情報が金融機関側に乏しいため、事業性の審査は難しいという⁵³。第2に、最近では市民に多様なサービスを提供するNPOやコミュニティビジネスが増えている一方で、NPOと称しながらも社会的な活動を行わない事業者もいるため、金融機関側がNPO等の活動状況を十分に把握できないこともあり、評価することが難しい状況にある⁵⁴。

このため、労金や信金の融資事例をみても、担保や連帯保証人、事業歴3年程度を融資の条件としていることも多く、NPO等の資金調達ニーズに応えきれていないのが現状である。

しかし、一部の金融機関では、NPOとのコミュニケーションを密にしながら、また行政や中間支援組織等とも連携を図りつつ、審査・評価ノウハウの蓄積を進め、NPO側のニーズに応えようとする動きも立ち上がってきている。

こうした動きを推進していくに当たっては、融資を受けようとするNPOやコミュニティビジネス側にとっても、金融機関が審査しやすいように財務情報を整えることや、運営体制や活動の情報を日ごろから発信すること等が必要となろう。

NPO等へのマネージメント支援の拡充

の審査・評価ノウハウの蓄積を進めるためには、NPO等の活動や運営状況についてよく知るといふ金融機関側の歩み寄りと、運営体制や活動・事業資金の透明性を確保するといふNPO等の側の歩み寄りの両方が必要となる。

そこで、金融機関のなかには、融資や助成という取り組みだけではなく、NPO等のマネージメント能力の開発・育成支援（経理、情報セキュリティ等）や経営コンサルテーションを行うところもある。今後もこうした取り組みを進めることによって、金融機関とNPO等の双方の距離を縮め、信頼関係の構築につなげていくことが必要となる。

⁵³ 山口郁子「NPOと労働金庫」(2005)、「第1回かながわコミュニティビジネスを考える研究会」(2004年8月16日)での横浜信金野田氏の報告等を参考にした。

⁵⁴ 山口郁子「NPOと労働金庫」(2005)を参考にした。

魅力的な商品設計と PR の強化

アンケートによると、金融機関を選ぶ際に最も重視するものとして、約 1/4 の人が地域経済への貢献活動や NPO への融資等を挙げるなど、高齢者・団塊世代の一部には、社会的責任投資に関わる金融機関の取り組みを積極的に評価する傾向がある。

金融機関にこのようなニーズを捉えた商品設計と効果的な PR ができれば、金融機関のイメージアップや他との差別化につながる可能性がある。魅力的な商品設計と PR は、預金を社会的な活動や事業に使うってほしいという人々の思いを刺激し、そうした貢献意欲を資金の流れにつなげていくという社会的な好循環が生まれる可能性もある。

魅力的な商品の 1 例として、預金と融資、あるいは預金と寄付を連動させた「きょうと市民活動応援提携融資制度」(近畿労金)や「J マネー定期」(三重銀行)の事例は参考となる。

さらにアンケートやグループインタビューの結果、高齢者・団塊世代は、健康・医療・福祉、環境保全、地域の安全など、多様な分野において社会貢献したいというニーズを持っていることが分かった。そうした多様性に応えた商品を送り出していくことも、今後の課題となると思われる。

金融機関へのインセンティブの付与

以上のような金融機関の取り組みに対して、何らかのインセンティブが自治体から与えられることによって、取り組みが加速する例がある。

例えば、後に述べる「大阪府コミュニティビジネス創出支援融資制度」や「さっぽろ元気 NPO サポートローン」では、自治体と金融機関との間で融資リスクの分担がなされたために、NPO の立ち上げ期の融資や保証人の要件を通常よりも緩和した融資が可能となっている⁵⁵。

⁵⁵ リスク分担の仕組みの 1 つとして債務保証が考えられるが、公的機関である信用保証協会の対象としているのは中小企業者に限られており、これには NPO は含まれていない等、既存組織の活用には障壁も小さくないのが現状である。

4 . 自治体の NPO ・ コミュニティビジネスを対象とした支援

(1) 自治体の社会的活動支援の展開

都道府県、市町村等の自治体が、近年 NPO や民間企業などと協働して公共事業や公的サービスを提供しようとする動きが各地域で見られる。また、それに伴い、NPO などに対する資金的な支援もさまざまな方法で行われている。

大別すると、自治体の取り組みには、 NPO やコミュニティビジネスに対する融資や助成、あるいはサービスの委託、マネージメント支援を行うケース（以下「コミュニティビジネス支援」と分類）と 地域における施設整備事業や環境整備事業のためにミニ公募債による資金調達を行うケース（以下「ミニ公募債」と分類）がある。

以下では、 と について自治体の社会的活動への支援の概要と課題を中心に整理する。

(2) コミュニティビジネス支援

自治体のコミュニティビジネス支援の概要

近年 NPO の活動やコミュニティビジネスは、自治体においてその位置づけが高まっており、自治体と NPO との協働やパートナーシップの確立が模索されている。

その方法は、() 融資、() 助成、() 公共サービスの委託、また() 資金調達支援や経営支援等のマネージメント支援など多様であり、地域の課題に応じた取り組みが行われている。

自治体の NPO 団体等に対する支援方策

支援方策	概要
融資	<ul style="list-style-type: none">・ 地域における NPO 活動やコミュニティビジネスの活動を促進するために融資制度を設けて団体の支援を行うケース。・ 一部の自治体では直接自治体が融資せず、金融機関等と融資リスクを分散させる取り組みもある。
助成	<ul style="list-style-type: none">・ NPO へ補助金を交付するケース。・ 自治体の一部では、税金の一定割合を助成に活用するスキームを実施する例もある。
公共サービスの委託	<ul style="list-style-type: none">・ 公共サービスを効率的、効果的に実施するために、NPO 等も含めて事業委託を拡大していくケース。
マネージメント支援	<ul style="list-style-type: none">・ NPO の経営や法人化に関する助言や情報提供を行うケース。・ NPO やボランティア活動等を行う人材を発掘する例もある。・ 最近では NPO 自らが事業を行い、収益を得る事業型の NPO を育成するために、資金調達手段について情報提供を行う例もある。

各取り組みの概要

() 融資

現在多くの自治体において NPO 等に対する融資が行われている。NPO 法人を対象に行う例が多いが、一部には任意団体も含めていたり、中小企業等も含めた制度を用意している。また、資金の用途は運転資金のみならず、開業資金も可能である。

自治体の NPO 向け融資の事例

自治体名(制度名)	対象	用途	限度額	金利(年)
青森県(コミュニティビジネス推進資金融資)	県内でコミュニティビジネスを行うか操業予定の事業者で、認定委員会の認定を受けたもの	開業資金、事業資金	300万円	2.00%
山形県(雇用創出 NPO 支援資金融資)	県内に事務所を有する NPO 法人	運転資金、設備資金	300万円	1.70%
栃木県(NPO 活動基盤サポート融資制度)	県知事が認証している NPO 法人(3年以上の業歴等、条件あり)	運転資金、事業拡大資金	運転: 300万円、拡大: 2,000万円	運転 1.7%、拡大 1.9%
群馬県(NPO 活動支援整備基金)	県内に事務所を有する NPO 法人	設備資金	2,000万円(知事の特認)、500万円	1.9%以内
長野県(NPO 活動振興資金融資)	県内に事務所を有する NPO 法人	運転資金、設備資金	500万円	1.50%
富山県(新産業・ベンチャー創出支援資金(地域貢献型事業(コミュニティビジネス)支援枠))	県内でコミュニティビジネスを行うか行う予定で、市町村等の認定を受けた NPO 法人、中小企業、個人、グループ等。	運転資金、設備資金、(開業資金)	2,000万円	1.65%
福井県(産業活性化支援基金(地域助け合いビジネス支援分))	地域が抱える問題を、地域の住民や生活者の視点に立って、ビジネス(有償)として継続的に取り組む中小企業や地域グループ、NPO 法人など	運転資金、設備資金	1億5,000万円(うち運転資金 8,000万円)	1.65%(保証付き) 1.3%
滋賀県(介護サービス事業者運営資金貸付金)	介護サービスを行う NPO 法人	開業資金	300万円	2.20%
大阪府(コミュニティ・ビジネス創出支援融資)	府の公募に応じ、申込資格ありと認められた NPO 法人	開業資金、運転資金、設備資金	400万円	1.95%
兵庫県(NPO 活動応援貸付制度)	県内に事務所を置き、1年以上活動している NPO 法人またはそれに順ずる団体	運転資金、設備資金	300万円	1.50%
山口県(NPO 法人サポート融資)	県内に事務所を有する NPO 法人(県税の滞納がないことなどの要件あり)	設備資金	1,000万円	2.1%(発足当時)
札幌市(さっぽろ元気 NPO サポートローン)	NPO、ワーカーズコレクティブ等(原則として法人格と3年以上の業歴が必要)	開業資金、運転資金、設備資金	開業: 500万円、運転: 500万円、設備: 5,000万円(無担保 500万円)	2.00%
今市市(高齢者福祉施設設備資金貸付)	市内で高齢者福祉施設を運営しようとする NPO 法人等	開業資金、設備資金	100万円	無利子
今市市(介護サービス事業者運営資金貸付)	新規又は新しい種類の介護保険サービスを実施する NPO 法人	開業資金	開業後 2 ヶ月以内の介護保険報酬見込み額×0.9倍	無利子
流山市(市民福祉活動事業運営資金貸付)	市内に事務所があり、市内で市民福祉活動を行う NPO (任意団体を含む)	事業拡大資金	500万円	長期プライムレート×0.5%
杉並区(NPO 等介護保険事	NPO 等(介護保険事業を行い、継	事業設立資金、運転	設立: 300万円、運	無利子

自治体名(制度名)	対象	用途	限度額	金利(年)
業者資金貸付)	続することが条件)	資金	転：700万円	
国立市(中小企業事業資金・緊急事業資金融資)	NPO法人、中小企業、農業者、個人事業主	運転資金、設備資金、店舗改造資金、緊急事業資金	運転：500万円、設備700万円、改造200万円、緊急100万円	運転0.9%、設備1.0%、改造0.45%
横浜市(NPO福祉保健サービス拠点支援事業)	市内に福祉保険サービス拠点を整備するNPO法人(原則3年以上の業歴が必要)	設備資金	2,000万円	無利子
京都市(助成金等内定者資金融資)	芸術家、NPO法人を含む芸術活動団体(市内に活動拠点があるか、市内で行う事業)	繋ぎ資金	300万円(助成金の内定額内)	無利子
広島市(NPO活動支援融資)	市内に事務所を有するNPO法人(所轄庁への報告書の提出を怠っていない等の条件あり)	運転資金、設備資金	500万円	有担保1.7%、無担保2.2%

出所) 各自治体の資料等をもとに作成

自治体が直接的に融資するのではなく、金融機関や市民金融等のNPO等向けの融資に支援するという方法も一部で展開されている。

例えば、「大阪府コミュニティビジネス創出支援融資制度」では、近畿労金のNPO融資に対して大阪府が一定の割合まで損失補填を行った(2003年5月から2005年3月)。具体的には、1億円の融資枠に対して、倒産確率を15%と設定したうえで、その7割である1,050万円まで補填する(2003年度の場合)。

近畿労金では従来融資先を事業経歴3年以上のNPOに限っていたが、この制度の導入によって、NPOの立ち上げ期にも融資することが可能になった。また、保証人の要件も法人代表者及び連帯保証人1名の個人保証でよいとするなど、一部緩和されている。実際この制度を活用して2003年度は4件、総額1,280万円の融資が実行されている⁵⁶。

札幌市と北海道労金との間でも、融資リスクの分担が実施されている(「さっぽろ元気NPOサポートローン」)。この制度では、札幌市設定金利と北海道労金設定金利の差額について、市が利子補給を行ったり、札幌市が一定割合を損失補償したりする(短期運転資金の場合は50%、その他の場合で90%)。

さっぽろ元気NPOサポートローンでは、融資対象を「原則3年以上の活動実績が必要」としながらも、「札幌市及び労働金庫が適当と認めた場合については、1年以上の活動実績があれば可」、立ち上げ資金についても、「札幌市及び労働金庫が共に適当と認めた場合、活動実績を条件としない」として条件を緩和している。また、連帯保証人についても「NPO法人代表理事1名以上」と、緩和されている。

() 助成

補助金の交付等による助成という形でも多くの自治体がNPO等を支援している。このような補助金等はNPOやボランティア団体にとって非常に重要な収入源になっている。

⁵⁶ 大阪府「大阪府CB支援モデル事業の評価と今後のCB支援のあり方について」(2004)

内閣府が 2005 年に実施した調査⁵⁷によると、NPO、ボランティア団体の収入の 35%を「補助金等」が占めている。とりわけ法人格のない団体は収入の約 4 割を「補助金等」に依存している。また、全国の自治体に対して実施された 2003 年 3 月時点の調査⁵⁸によると、都道府県（n=47）の 53%、市町村（n=730）の 22%では NPO を対象とした補助金がある。また、補助先を公募することで補助金交付の透明性を高める動きも見られる。

都道府県の NPO を対象とした補助金で、補助先を公募している事例

都道府県名	制度名等
宮城県	民間非営利活動企画コンペ事業
秋田県	ボランティア・市民活動支援助成金
埼玉県	市民活動サポート事業
千葉県	NPO 活動費補助金、市民福祉活動による在宅福祉サービス支援事業、里山再生プロジェクト事業補助金
神奈川県	かながわボランティア活動推進基金 21 ・ボランティア活動補助金
富山県	NPO 創造的地域活性化事業 NPO
山梨県	地域活性化促進事業費補助金
長野県	NPO 活動助成事業、福祉 NPO ・ボランティア活動支援事業
愛知県	森づくり、木づかい体験モデル事業費補助金
京都府	青少年社会貢献活動事業補助
大阪府	大阪府環境保全活動補助金
鳥取県	県民自ら行う人権学習支援事業、みんなで進める子育て応援事業
島根県	福祉、まちづくり、環境、国際、子ども、などの分野で助成制度あり。ただし県の設置する財団島根県からの助成とする。
岡山県	おやかまアダプト推進事業
広島県	環の応援団支援事業
山口県	環境グラウンドワーク活動支援事業
香川県	香川県 NPO 協働事業助成金
愛媛県	地域づくり団体ネットワーク化促進事業
熊本県	非営利福祉活動による在宅介護支援等事業
宮崎県	ボランティア活動費用助成事業

出所) シーズ『地方自治体の NPO 支援策等に関する実態調査』(千葉県委託調査)より抜粋

助成というスキームのなかでも、住民の納めた税を住民に見える形で活かそうとする取り組みも見られている。例えば、市川市が取り組む「市民活動団体支援制度」では、市民（納税者）が個人市民税の 1%を支援したい団体（NPO やボランティア団体）への助成、

⁵⁷ 平成 16 年度「市民活動団体基本調査報告書」(2005 年 10 月)。ここでは、NPO 法人やボランティア団体に対して 2005 年 1 月～2 月に実施したアンケート調査がまとめられている(有効回答数 4,466 件)。

⁵⁸ シーズ「地方自治体の NPO 支援策等に関する実態調査」(千葉県委託調査) 2003 年 3 月。

あるいは基金への積み立てとして選択し、充当させることができる。

既にこれに類する制度は諸外国（ハンガリー、スロバキア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア）で実施されているが、これらの方式と比較すると、中欧方式では個々のNPOの信頼性を判断するのは納税者自身であるが、市川市の制度では応募したNPO等の事業を市が設ける選考委員会が審査するという点が特徴的である⁵⁹。

また、高浜市においても2005年度から個人市民税の1%と市民からの寄付から成る基金（「高浜市まちづくりパートナーズ基金」）を設立した。基金はNPO法人の設立支援事業や公益活動を担う人材育成事業、市と市民が協働して実施する事業に活用されている。

（ ）公共サービスの委託

融資や助成という金銭的支援ではなく、公共サービスの委託という形で自治体がNPOやコミュニティビジネスと関わることも多い。全国の自治体に対して実施された2003年の調査によると、調査時点現在でNPOへの事業委託のある都道府県（n=47）は96%、市町村（n=730）は46%であった⁶⁰。また、委託に限定したものではないが、内閣府が2004年2月～3月に実施した調査⁶¹によると、都道府県（n=40）の100%、市区町村（n=431）の66%ではNPOやボランティア団体と協働事業を実施している。ただし、人口が3万人未満の市町村（n=149）において実施しているのは36%にとどまっている。

（ ）NPO等のマネジメント支援

自治体では、融資や助成、委託という金銭に関わる取り組みの他に、セミナー（講座）を開催するなどして、NPOの経営や法人化に関する助言、情報提供を行う取り組みもなされている。全国の自治体に対して実施された2003年の調査（前述シーズ調査）によると、NPOに関する講座を実施している都道府県（n=47）は81%、市町村（n=730）は22%であった⁶²。テーマとしては、都道府県ではNPOマネジメント、NPO入門、NPO法人設立の順に多かった。

また、同アンケートによると、そうしたテーマでのセミナーの他に、NPO同士の交流会（情報交換会）、NPOと行政、企業との協働についての研究会、NPOへの経営や経理、情報等のアドバイザーの派遣、NPOの広報支援・情報発信支援などに取り組む事例がある。また、NPOやボランティア等へのインターンシップ等を実施し、それらの活動を行う人材を発掘・育成する例もある（我孫子市等）。

さらには、最近ではNPOのなかにも、活動を通して収益を得る事業型のNPOが現れはじめており、自治体ではそうしたNPOを育成する目的で、資金調達の点での情報やノウハウを支援する取り組みを行うこともある。

⁵⁹ 茶野順子「日本にやってきたパーセント法」SPF NEWSLETTER No.63

⁶⁰ シーズ「地方自治体のNPO支援策等に関する実態調査」（千葉県委託調査）2003年3月。

⁶¹ 内閣府「コミュニティ再興に向けた協働のあり方に関する調査」（2004年7月）。「協働事業」には事業委託のほか、NPOの主催事業に対する自治体の公園名義、自治体とNPOとの事業共催等も含まれる。

⁶² シーズ「地方自治体のNPO支援策等に関する実態調査」（千葉県委託調査）2003年3月。

(3) ミニ公募債

ミニ公募債の概要⁶³

ミニ公募債（住民参加型ミニ市場公募地方債）は、個人（多くの場合地方自治体の管轄内の住民）を販売対象とした地方債である。

2002 年年 3 月に群馬県において発行されて以降、急速に全国の地方自治体に拡大している。市場公募債の発行額全体から見れば小さいものの、ミニ公募債販売額は、約 2,700 億円（15 年度）、約 3,300 億円（16 年度）に上っている。

ミニ公募債は個人向けの公募債であり、そのほとんどが当該団体の所轄区域内に居住あるいは勤務している個人あるいは団体に限った販売となっている。発行団体から見たミニ公募債の目的としては、() 保有者構造の多様化を図る一環としての個人の活用⁶⁴、() 非公募団体の公募債発行のトレーニング⁶⁵、() 住民の行政参加などが指摘されている。

ミニ公募債の人気の背景

ミニ公募債の購入の動機としては、金融商品としての魅力の他に、住民の地域への愛着や参加意識が影響している。章のアンケート調査においても、ミニ公募債に関心がある理由として「自分の住む地域の公共事業や公共サービスに使われる」との回答が圧倒的に多い。また、使いみちがはっきりしていることも人気の要因と考えられる。例えば、我孫子市では、従来手賀沼の環境問題という地域の課題への住民の意識が高かったが、古利根沼⁶⁶の環境保全のための用地取得を目的とした「オオバンあびこ市民債」を発行したところ、国債を下回る利率が設定されたにもかかわらず、発行額 2 億円に対し 10 億円を超える応募が寄せられた。また、厚木市では、学習支援センター等の建設資金として、高金利（国債 + 0.2%）で購入者を 60 歳以上に限定したミニ公募債を発行したところ、発行額 5 億円に対して 2 倍近い応募があった。

このほかに、購入しやすい金額に設定されていること（最低購入価格は 1 万円や 10 万円というケースが多い）、償還期間が短いこと（5 年債が多い）等の商品性⁶⁷が、住民にとって、ミニ公募債を受け入れやすい背景となっている。

発行する自治体としても、ミニ公募債について積極的に IR(Investors Relations)活動⁶⁸を

⁶³ 丹羽由夏「個人向け地方債」(2005)、丹羽由夏「個人向け国債と個人向け地方債」(2005)等を参考にした。

⁶⁴ わが国において地方債の保有が郵貯・簡保、共済等に偏っており、個人の割合がアメリカと比べても非常に小さいことから、ミニ公募債の活用への期待は大きいと言われている。

⁶⁵ 例えば、全国初のミニ公募債発行団体である群馬県は、発行当時は非公募団体であったが、平成 16 年度から公募団体となっている。

⁶⁶ 手賀沼や利根川とともに我孫子市の代表的な水辺空間。

⁶⁷ ミニ公募債の発行状況については時事通信社の調査による。また、市川拓也「ミニ公募地方債の動向と課題」(2006)を参照。

⁶⁸ IR とは、投資判断に必要な情報を提供する活動全般を指す。地方債の IR は、自治体の経営状況や地域計画、具体的施策や目標値などを示しながら、投資家に説明する活動をいう。とりわけミニ公募債では住民を対象に募集することが多いため、地域にとって望ましい事業であるか、社会的・公益的にも投資効果があるか等が説明されることもある。片田保「コンセンサス：住民、投資家の理解を得る」(2006)を参考にした。

行う動きがある。例えば、川崎市では 2003 年に「川崎シンフォニーホール債」⁶⁹、2004 年には「川崎市健康の森債」、2005 年には「多摩病院債」を発行しているが、2004 年 11 月に全国で初めて個人向け IR 説明会を実施している。

(4) 自治体の社会的活動支援の課題

NPO 等のマネジメント支援の充実

自治体が NPO を支援する方策については、融資や助成等の資金面での支援だけではなく、法人格の取得や会計、情報セキュリティ、さらには資金調達等でのノウハウを伝達するなどのマネジメント支援がある。アンケート調査から分かるように、NPO やコミュニティビジネスの運営体制や資金の流れの透明性が確保されれば、投資や寄付をしてもよいという高齢者・団塊世代が少なくないことを踏まえると、こうしたマネジメント支援の重要性はますます高まっているといえる。

また、近年 NPO のなかには指定管理者となる例も現れているため、NPO 側の運営体制の確立は一層必要とされている。しかしながら、野村総合研究所が PFI・指定管理者向けに 2005 年 3 月にアンケート調査を行ったところ、指定管理者となった NPO は、利用者・住民とのパートナーシップという点では優れているものの、職員管理や研修という人的管理に加え、事故・緊急時対策や個人情報管理という利用者の安心に関わる取り組みでは、民間企業や公的団体（財団法人等）に比べて遅れていることが示されている⁷⁰。こうした領域における NPO のマネジメントの強化は特に必要であると考えられる。

また、一部の自治体において取り組まれているように、NPO 同士の交流や情報交換の場を設けたり、インターンシップ等で市民と NPO 等との接点を提供したりすることは、中立性のある行政の立場を活かして、団体や市民の信頼を得る施策といえる。

さらには、市民金融等の社会的責任投資に関わる取り組みを知らない高齢者・団塊世代や NPO 活動への不信感や疑問を持つ人も少なくないため、自治体の媒体（広報誌等）を活用して NPO やコミュニティビジネスの情報を発信していくことも重要であると考えられる。

NPO 等の自立を促す支援

統計調査等からは、NPO やボランティア団体にとって行政からの補助金は重要な資金源であることが分かる。他方で、公共性の高い領域でありながらも、行政では十分に扱えない分野や水準のサービスを提供するという NPO 等のミッションに立ち返り、行政と NPO は距離を保ちつつ、相互のパートナーシップを構築していく動きもある。

とりわけ団体の活動を通じて収益を上げる事業型の NPO やコミュニティビジネスに対

⁶⁹ 川崎シンフォニーホール債は募集開始日に完売した（発行額 20 億円）。

⁷⁰ 野村総合研究所「PFI・指定管理者制度における受託団体調査・分析報告書」（内閣府委託調査）2005 年 3 月。

しては、行政は安易に助成をするよりは、会計、資金調達等に関する情報を提供するマネジメント支援を行うほうが、NPO等の自立を促すことができると考えられる。

また、助成や融資を行う際には、資金の使われ方の透明性が確保され、市民に対しても説明責任を果たしていくことが必要となる。具体的には、公募等により行政は助成等に関する対象事業・団体の選定プロセスを透明化するとともに、事後のチェックや評価を実施する仕組みを整えておくことが必要となる⁷¹。

融資、助成の実行、ミニ公募債の発行に対する財政規律の維持

現在地方財政は厳しさが増している。そうした状況のなかでは、健全な財政下にあるとき以上に、行政の取り組みに財政規律を働かせることが必要とされる。

したがって、NPO等に対して助成を行う際には、行政評価等によりチェックを働かせるとともに、期限付きとする（数年間続けて同一団体への交付はしない）等の取り組みが必要である。また、融資に際しては、金融機関や市民金融等との役割分担をする⁷²とともに、金融機関等に対して利子補給や損失補てんを行う場合にも一定の額にとどめ、金融機関にもリスクを負担させることでモラルハザードを招かないことが重要である。

加えて、ミニ公募債は、自らの資金を地域社会に役立てたいという市民のニーズに合った人気の高い商品ではあるものの、その償還財源は他の地方債と同様に、当該事業とは関係なく将来の住民の税負担によって確保される可能性が残っている⁷³。このため、自治体は、事業収支と資金調達との関係を明確化するなど、住民や投資家に対して必要な説明責任を果たしつつ、財政規律を働かせることが必要である。

⁷¹ 行政評価の主体は必ずしも自治体である必要はなく、多くの自治体では市民参加も検討されている。また、三重県ではNPO法人が評価主体となっている（コミュニティ・シンクタンク「評価みえ」）。

⁷² 金融機関等が融資可能な団体には行政は融資しないことや、行政が融資を行う際には審査に金融機関等の専門家を活用することなどが考えられる。

⁷³ 丹羽由夏「個人向け地方債」（2005）、丹羽由夏「個人向け国債と個人向け地方債」（2005）。

5 . 寄付の動向

(1) わが国における寄付の動向

わが国の寄付活動は、欧米と比較して低い水準にあるといわれているが、その内訳を見ると、企業が大半を占め、個人の寄付活動の規模は小さいものにとどまっている。2003 年度におけるわが国の寄付の動向を支出者別に見てみると、企業による寄付金額が 87.7%を占めていることがわかる。米国では企業寄付が 4.8%、個人寄付が 83.6%であることも考慮すれば、日本の寄付金の特徴が企業寄付の多さにあることがわかる。

ここ 10 年程度の企業の寄付の状況を見るとは、企業は平均的に経常利益の約 2 %程度の社会貢献支出を行ってきた。一方、個人による寄付に関しては、1 世帯あたりの寄付金額が 90 年代を通じて 3000 円程度にとどまっている。

日米の寄付金額比較

米国(2004 年)				日本(2003 年度)	
支出者	金額(億ドル)	金額(億円)	(%)	金額(億円)	(%)
企業寄付	120	12,982	4.8	5,377	87.7
個人寄付	2,077	224,711	83.6	252	4.1
(内、遺贈)	198	21,420	8	-	-
財団支出	288	31,156	11.6	499	8.1
総額	2,485	268,849	100	6,128	100

出所)「わが国の寄付文化の「興隆」に向けて」三井トラスト・ホールディングス 2005 より引用

(2) 寄付活動を支える制度

寄付税制

わが国では、個人が寄付を行う場合、国や地方自治体、特定公益増進法人(社会福祉法人、学校法人、公益法人、独立行政法人など)への寄付、公益法人への指定された寄付、認定特定公益信託への金銭支出、認定 NPO 法人への寄付等について所得控除が認められる税制優遇措置が設けられている⁷⁴。

特定公益増進法人については 21,227 団体⁷⁵、認定 NPO 法人については 40 団体⁷⁶にとどまっている。

近年寄付活動の拡大をはかるため、現在所得控除対象額が 1 万円以上であるものが、

⁷⁴ なお、現在行われている公益法人制度改革により、税制優遇対象団体についても見直しが行われるものと見込まれる。

⁷⁵ 平成 18 年 2 月 1 日現在、財務省資料。

⁷⁶ 平成 18 年 3 月 1 日現在、国税庁資料

5,000 円以上に引き下げられることや、認定 NPO 法人の要件が緩和されるなど見直しの方向が示されているものの、欧米諸国と比較すると税制優遇の水準は低いものにとどまっている⁷⁷。また、対象となる団体数も米国、英国等と比較すると少ない水準にとどまっている。

特定寄付金として所得控除される寄付金の種類（個人）

寄付金の種類	内容
国及び地方公共団体に対する寄付金	寄付したものに特別の利益が及ばないもの
指定寄付金	民法第 34 条の規定によって設立された法人（以下、「公益法人」）に対する寄付金のうち、広く一般に募集され、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で、緊急を要するものに充てられることが確実であるものとして、財務大臣が指定したものの
特定公益増進法人に対する寄付金	公共法人、公益法人等その他の特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので一定のもの（特定公益増進法人）に対する寄付金で、その法人の主たる目的である
認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭	公益信託のうち、信託終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと等一定の要件を満たすことにつき主務大臣の証明を受けたもの（特定公益信託）で、そのうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして一定の要件を満たすことにつき主務大臣の認定を受けたもの（認定特定公益信託）の信託財産とするために支出した金銭
認定 NPO 法人に対する寄付金	NPO 法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定 NPO 法人）に対する寄付金で、その法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連するもの
政治活動に関する寄付金	政党又は政治資金団体等に対する政治活動に関する寄付金で一定のもの

出所）国税庁資料より作成

特定公益増進法人の類型と法人数

類型	法人数
独立行政法人	105
特殊法人	6
公益法人（民法法人）	988
学校法人	1,165
社会福祉法人	18,800
更生保護法人	163
合計	21,227

出所）財務省資料より作成（平成 18 年 2 月 1 日現在）

⁷⁷平成 17 年 4 月 1 日現在法令では、寄付金控除の控除額は、その年に支出した特定寄付金の合計額、その年の総所得金額等の 30%相当額、のいずれか低い方の金額 から 1 万円を引いたもの。

寄付活動を支える機関・ファンド

わが国でも寄付活動を促すための機関として、財団などの機関が大きな役割を果たしている。多くの財団は、企業や篤志家により設定されるケースが多いが、近年市民の寄付を集約し、NPO などボランティア組織に助成を行うコミュニティ財団が設立されている。

(i) コミュニティ財団

コミュニティ財団は、生活者とNPO等を結び役割を果たす機関として、米国において数多く設置されているが、わが国においても、1991年に大阪市において大阪商工会議所の主導で「大阪コミュニティ財団」が設置され、非営利団体の公益活動を支えている。

その後子育てに関わるNPOへの助成を重視した「神奈川子供未来ファンド」やコンサルテーション機能を備えた「市民社会創造ファンド」が次々と設立されてきている。「市民社会創造ファンド」は資産額が800万円程度にもかかわらず、ファイザー株式会社や中央労働金庫、フィリップモリスジャパン株式会社などと共同プログラムを組むことによって、年間3000万円近い助成活動を行っている。

コミュニティ財団の概要

名称	設立時期	所在地	概要	資産額	融資額
大阪コミュニティ財団	1991年11月	大阪府	大阪府及びその周辺地域において、企業等の社会貢献活動による科学技術の振興、芸術文化の向上、国際交流の推進等、公益に資する事業を行うものに対する助成または顕彰、学生または生徒に対する奨学金の支給等を行っている。	15億6999万円	2004年度新規助成額3725万円
神奈川子供未来ファンド	2002年	神奈川県	個人・企業・団体等から寄せられた寄付を、子ども・若者や子育てに関わるNPOへ効果的につなぐ役割を果たしている。		2005年度新規助成額175万円
市民社会創造ファンド	2002年4月	東京都	個人・企業・団体等からの多様な寄付や助成の受け皿となる専門的なコンサルテーション機能を備えた資金仲介組織	833万円	2003年新規助成額2910万円

出所) 大阪コミュニティ財団 (<http://www.osaka-community.or.jp/index.htm>)、神奈川子供未来ファンド (<http://www.kodomofund.com/index.html>)、市民社会創造ファンド (<http://www.kodomofund.com/index.html>)

(ii) 公益信託による地域活動助成

従来民間資金を想定して運用されていた公益信託を、地方自治体などが地域の活動に活用する動きが見られる。自治体が設立した基金に対して、市民の寄付などによる参画をつのるものである。しかし公益信託によっては、自治体が基金を拠出しても市民の寄付が継

続しないなどの課題がみられる。

公益信託による地域ファンド

	設立時期	所在地	設立手順	拠出方式	概要	融資金額
青い森ファンド	2000年 3月	青森県	市民参加の条例制定	信託・サンセット	青森県民による、又は青森県内で行われるボランティア活動等への融資	
いわてNPO基金	2001年 8月	岩手県	行政が設立	信託・サンセット	ボランティアグループやNPO団体の他、個人が行う公益的な活動への助成	毎年1000万円程度
公益信託ぎふNPOはつらつファンド	2005年 7月	岐阜県	行政が委託して設立		法人の準備、立ち上げ、展開、人材育成の助成	7,957万円
こうちNPO地域社会づくりファンド	1999年5月	高知県	行政が設立、委員会などで検討	信託・順次補填	高知県内の社会貢献活動団体が行う活動に対して資金面の助成を行うことで、県内の社会貢献活動による地域社会づくりを支援し、民間と行政のパートナーシップによる新しい社会づくりの推進する。	毎年500万円程度
那覇市NPO活動支援基金		沖縄県	行政が計画、委員会などで具体化	信託・サンセット	主に那覇市において住みよいまちづくりを推進する市民活動団体に対して助成を行う	毎年300万円程度

出所)各公益信託地域ファンド資料より作成

(3) 寄付制度の課題

情報の提供や寄付を仲介するしくみの拡大による気軽な寄付を促す環境整備

章におけるアンケート調査結果からは、共感できることには寄付をしたいがあまりしたことがない、という人が約半数にのぼった。募金や寄付をしたいと思う制度としては、団体や活動の情報が入手できることをかなりの人たちが望んでいる状況となっている。

このためには、寄付を行おうと思ったときに、自らが関心のある分野や団体についての信頼性のある整理された情報を、気軽に入手できるようなしくみを整備していくことが必要である。同時に、寄付を仲介するようなしくみをあわせて整備すれば、寄付を気軽に行える環境が整い、潜在的に寄付をしたいと思っている人々の思いを、具体的な寄付活動に移させる効果があると考えられる。

現在、企業でも震災義捐金などの給与天引きによるマッチングギフト型の制度が導入されているところも出てきている。これは、企業が信頼ある寄付対象先や団体を選定し、し

かも給与天引きという寄付しやすい環境を整備している点で、寄付をしようと考えている個人にとって非常にメリットのある制度と考えられる。

また、コミュニティ財団のように、個人や企業からの寄付金を集め、寄付をしたい分野や団体に対する助成を仲介する組織が生まれつつあるが、こうした組織は、寄付者の情報収集活動を代行するという機能も果たし、寄付活動の促進に大きな役割を果たしている。今後もこうしたしくみや活動の拡大が求められるといえよう。

寄付対象とする団体・組織の評価・認証の必要性

章におけるアンケート調査結果からは、寄付をしない理由として、「寄付したお金が本来の活動に使われるかわからない」というものがもっとも多い結果となった。NPO など非営利セクターに対して不信感を持つ人も少なからず存在し、こうした意識も寄付活動の拡大を阻害する要因となっていると考えられ、団体に対する活動内容の透明性を高めることは非常に重要である。

寄付金がどのように使われるか、寄付を受け取った団体がどのような社会的成果をあげているかを評価し、その結果をフィードバックすることは、寄付者にとっても、また寄付を受け取った団体にとっても重要である。

このためには、団体の活動内容について、経営面、財務面や社会性に関する評価を行い、場合によっては寄付対象として適格な組織に対して認証を行うようなしくみや組織があることが望ましい。

こうした評価や認証を行う組織には、NPO など非営利セクターに対する評価のスキルが求められ、評価や認証を行うための一定のコストというものも生じてくるため、確固たる財政基盤が求められる。

寄付税制の拡大

わが国の寄付税制では、個人の寄付についても所得控除が認められる優遇措置があるが、欧米と比べると個人に対する寄付税制の優遇措置の水準が低い状況にある。寄付税制の対象団体の拡大や、優遇措置の水準を引き上げることは、寄付活動を税制面から後押しするという意味でも重要な取り組みと考えられる。わが国でも寄付税制の一層の活用について検討していくことが必要であろう。

6. SRI ファンド・エコファンドを通じた資金の流れ

(1) SRI ファンド・エコファンドの概要

わが国では、1999年に環境に配慮した企業を投資先としたエコファンドが設定された。近年多くの投資信託が設定されており、市場の拡大が見られる。2005年8月現在の資産残高は約1,800億円を超える規模となっている。近年は環境問題だけでなく、雇用問題や消費者対応など、社会問題への対応も含めた視点から企業を選択した商品が登場するなど、SRI ファンドの多様化が進んでいる。

わが国の SRI 型投資信託

設定年月日	運用会社	ファンド名称	ファンド愛称	社会環境スクリーニング	純資産	調査担当
1999/8/20	日興アセットマネジメント	日興エコファンド	日興エコファンド	環境	475.15 億円	グッドバンカー
1999/9/30	損保ジャパン・アセットマネジメント	損保ジャパン・グリーン・オープン	ぶなの森	環境	174.01 億円	損保ジャパン・リスクマネジメント
1999/10/29	興銀第一ライフ・アセットマネジメント	エコファンド	エコファンド	環境	65.55 億円	グッドバンカー
1999/10/29	USB グローバル・アセット・マネジメント	USB 日本株式エコファンド	エコ博士	環境	44.64 億円	日本総合研究所
2000/1/28	UFJ パートナーズ 投信	エコパートナー	みどりの翼	環境	32.7 億円	UFJ 総合研究所
2000/9/28	朝日ライフアセットマネジメント	朝日ライフ SRI 社会貢献ファンド	あずのはね	環境・雇用・消費者対応・市民社会貢献	51 億円	stock at stake
2000/10/31	三井住友アセットマネジメント	エコバランス	海と空	環境(温暖化)	13.35 億円	インターリスク総研
2003/12/26	住信アセットマネジメント	住信 SI・ジャパン・オープン	グッドカバニー	法律・環境・社会・経済	452.98 億円	日本総合研究所
2004/5/20	大和証券投資信託委託	ダイワ SRI ファンド	ダイワ SRI ファンド	環境・社会貢献・経営体制	185 億円	インテグレッタ
2004/7/30	野村アセットマネジメント	モニタリングスター SRI インテグレーション・オープン	つながり	ガバナンス・アカウンタビリティ・雇用・社会貢献・環境	35.9 億円	パブリックリソースセンター
2004/12/3	三菱投信	三菱 SRI ファンド	ファミリーフレンドリー	仕事と生活の両立・社会支援・健康と安全	36.27 億円	グッドバンカー
2005/3/18	AIG 投信投資顧問	AIG SAIKYO 日本株式 CSR ファンド	すいれん	環境・社会的責任・コーポレートガバナンス	58.33 億円	IRRC
2005/3/18	AIG 投信投資顧問	AIG/りそな日本株式 CSR ファンド	誠実の社	環境・社会的責任・コーポレートガバナンス	80.68 億円	IRRC
2005/3/25	損保ジャパン・アセットマネジメント	損保ジャパン・SRI オープン	未来のちから	ガバナンス、マーケット、雇用、社会貢献、環境	15.77 億円	パブリックリソースセンター、損保ジャパン・リスクマネジメント
2005/4/28	AIG 投信投資顧問	AIG/ひろぎん日本株式 CSR ファンド	クラス G	環境・社会的責任・コーポレートガバナンス	5.43 億円	IRRC
2000/11/17	日興アセットマネジメント	日興グローバル・サステナビリティ・ファンド	グロブ A	経済・社会・環境	10.76 億円	SAM
2000/11/17	日興アセットマネジメント	日興グローバル・サステナビリティ・ファンド	グロブ B	経済・社会・環境	6.41 億円	SAM
2001/6/15	大和住銀投信投資顧問	グローバル・エコ・グロース・ファンド	Mrs グリーン A	環境	15.78 億円	Inovent Strategic Value Adviser
2001/6/15	大和住銀投信投資顧問	グローバル・エコ・グロース・ファンド	Mrs グリーン B	環境	27.49 億円	Inovent Strategic Value Adviser
2003/11/7	UBS グローバル・アセット・マネジメント	UBS グローバル株式 40	UBS グローバル株式 40	DJSWI	41.72 億円	USB AG
2004/5/28	野村アセットマネジメント	野村グローバル SRI100	野村グローバル SRI100	FTSE4Good Global 100	38.9 億円	FTSE
(年金基金向け)						
2003 春	東京都教職員互助会	-	年金基金向け	-	(5 億円分)	グッドバンカー
2003/7/31	住友信託	-	年金基金向け	-	(25 億円分)	日本総合研究所
2004/4/1	信金アセットマネジメント投信	コア SRI (社会的責任投資) ファンド	確定拠出年金専用	社会・倫理・環境	-	富国生命投資顧問、パブリックリソースセンター
2004.8 月	中央三井アセットマネジメント	中央三井 SRI ファンド (適格機関投資家専用)	確定拠出年金専用	内部統制、持続的成長	(約 40 億円分)	インテグレッタ
合計					1,867.82 億円	

年金残高を含まず
出所) 社会的責任投資フォーラム資料

(2) SRI ファンドの評価プロセス⁷⁸

SRI ファンドの評価プロセス

SRI ファンドの投資先は、財務スクリーニングと社会的スクリーニングを実施することで投資対象銘柄群を決定し、さらにこの銘柄群に対してリスク分析などを行うことで、最終ポートフォリオを構築する、といったプロセスを経て決定される。

評価プロセスで重要なのは財務的および社会的な面からのスクリーニングであるが、社会的スクリーニングでは、環境や雇用問題、人権問題、従業員関係など、それぞれの SRI ファンドが掲げる評価基準で投資先の選別が行われる。

財務スクリーニングは通常ファンド設定と同様の手法であり、データも定量化されているために比較的簡単であるが、社会的スクリーニングについては定まった手法があるわけではなくコストもかかるものとなる。

社会的スクリーンの方法

社会的スクリーンの具体的方法は、調査機関ごとに異なるものの、そのプロセスは基本的には共通していて、評価の基本方針の決定、調査項目の決定、情報の収集、対象企業の評価の決定、というプロセスとなる。

その中でも、基本方針と調査項目の決定が、最も各調査機関の個性が現れるプロセスでといえる。経営者の理念やビジョン、実施体制やマネジメントシステム、具体的成果(パフォーマンス)のうち、どこに重点を置くかは、各調査機関で異なっている。また、具体的な調査項目を何とするかも、各調査機関の CSR (企業の社会的責任) に対する考え方に大きく依存する。

一方、情報収集のプロセスでは、情報源は対象企業から提供されたもの(アンケートやヒアリング、CSR 報告書など)と、第三者から提供されたもの(政府に提出された情報、マスコミや NGO・NPO からの情報など)がある。情報収集ではアンケートを主体とするのが一般的である。アンケートは、評価の基本方針に添って設問できるので汎用性が高いが、対象企業の自己申告となるためにその信頼性や正確性の担保の問題がある。一方、後者の中の政府に提供された情報は、法的拘束により企業から提供されたものなので信頼性は高いが、基本方針や調査項目に適合する情報が得られるかどうかは分からない。

対象企業決定のプロセスでは、収集した情報を何らかの形で点数化して統合することが多い。その際、項目間のウェイト付けによっても結果は異なったものとなり、ここにも各調査機関の考え方が反映される。また、定量化になじまない項目では、評価者による定性

⁷⁸ 本節における SRI ファンドなどについての概要や、課題の整理は、主に既存の調査研究をもとにまとめたものである。以下の記述は、「社会的責任投資の基礎知識」水口剛、「日本における SRI 調査機関の現状」社会的責任投資フォーラム企業スクリーン研究会、「企業の社会的責任と新たな資金の流れに関する調査研究」(株)日本総合研究所、「社会的責任投資に関する日米英 3 カ国比較調査報告書」環境省、を参考とした。

的な分析によって結論に反映させることも考えられる。業種間での全体的なレベルの違いや業種特性を考慮するために、業種内での相対的評価を行って業種ごとの優良企業を選別する「ベスト・イン・クラス」という方法がとられることもある。

SRI ファンドの透明性

以上のような調査方法や評価プロセスに関しては、個々のファンドや SRI 調査機関の側でも方法開示の努力がなされているものの、評価を受ける企業や一般投資家からすると、まだ SRI の投資先選別プロセスがブラックボックスとなっており、どんな基準で選んでいるのか分からないという不満もある。

これに対して、ヨーロッパの社会的投資フォーラム (Eurosif) は、「透明性ガイドライン」を公表している⁷⁹。同フォーラムでは、このガイドラインに対して各 SRI ファンドが署名するよう求めており、イギリスのファンドを中心に 13 件が署名している。一方、わが国の社会的投資フォーラム (SIF-Japan) は、国内の SRI 調査機関の現状を調査し、『日本における SRI 調査機関の現状』を公表している (2005 年 9 月)。

(3) SRI スクリーン、SRI ファンド・エコファンドの課題と対応

SRI ファンド等の認知度を高めるための工夫

アンケート調査では、SRI ファンド等について内容まで知っているという人は 7.7%にとどまった。このように、わが国においては、SRI ファンドも含め、社会的責任投資という概念自体が広く普及したもとはなっていない。このため、社会的責任投資の意義や内容について積極的に情報提供を行い認知度を高めることが求められるであろう。

国外に目を向けると、デンマーク政府が CSR に関する調査研究機関を設立して SRI に関する活動を行ったり、ドイツ連邦環境省が小冊子を発行して環境配慮型の投資信託商品の普及促進に努めたりしている。

また、欧州委員会は、SRI の動向に関する情報をウェブサイトで発信する NPO の CSR Europe (本部：ブリュッセル) に活動資金を提供している。このように、直接的もしくは間接的に、「社会的責任投資」の概念自体を普及していく政策的支援が行われている。

投資教育の実施

社会的責任投資の普及とあわせて、株式投資や社会的責任投資を促進するような投資家

⁷⁹ ガイドラインの内容は、1. ファンドの基本情報とバックグラウンド情報の提供、2. SRI の目的とクライテリア (基準) の明示、3. SRI 調査プロセスに関する情報の提供、4. SRI 調査結果の評価とポートフォリオへの反映方法に関する情報提供、5. エンゲージメント (企業の長期的対話) に関する方針の説明、6. 議決権行使方針の明示、7. 定期的情報開示 (年次報告) などとなっている。

教育も重要と考えられている。米国では、連邦教育法で「経済学」が主要教科に位置付けられており、投資教育について学習指導上のガイドラインの作成などをNPOが行うなど、学校教育において投資教育が実施されるようになってきている。

わが国でも、金融庁の「証券市場の改革促進プログラム」(2002年公表)の一環として、2003年に「学校における金融教育の一層の推進に資する副教材」が公表され、金融・証券教育のための取り組みがはじめられている。今後、わが国においてSRIを拡大していくためにも、投資家教育の充実が重要と考えられる。

SRI ファンド選定ガイドラインの作成

SRI ファンドに投資する条件について、アンケート調査からは、「組み込み銘柄などの運用方針がわかること」が最も要望が強く、4割弱の人が回答する結果となっている。一般的にも、わが国におけるSRI ファンドの銘柄選定のガイドラインは必ずしも明確化されていないと考えられており、商品の透明性を高めるためのガイドラインの策定の必要性が指摘されている。

販売窓口による適切な情報提供・アドバイスおよび販売員等の教育・研修の充実

SRI ファンドに投資する条件として、「運用方針がわかること」に次いで高い要望があったのが、「販売窓口やアドバイザーから相談や助言が受けられること」であった。

現状ではSRI ファンド等に対する情報が不足しているため、窓口等で適切な情報提供やアドバイスを行うことが個人投資家の拡大につながると考えられる。

また、わが国におけるSRI ファンド等の販売は、投資商品を開発する側と販売する窓口などで情報が共有されておらず、ファンドの方針に沿った一貫した販売体系がとられていないという指摘がある。

本来長期保有が基本となるSRI ファンド等であるが、販売を行う証券会社等においては、そうした方針が共有されていないために、一般投資家になかなか普及しないという面もあり、販売員等の研修・教育の必要性が高まっているといえる。

・社会的責任投資拡大のための対応方策

- 動け団塊マネー

団塊・シニアマネーが支える豊かな公 -

1. 高齢者・団塊世代による社会的責任投資への期待

高齢者・団塊世代は資産を蓄積して潤沢な金融資産を有しているが、彼らの投資に関する意識などをみると、自らの資産が満足のいくように使われることを求めている。また彼らは、これまでの経済成長を支える中で、豊富な経験、知識・スキルも保有しているが、退職を機に、社会的活動や社会的責任投資に対する意欲や関心が高まることが予想される。このような状況を生かすことにより、高齢者・団塊世代が社会的活動や社会的責任投資の担い手となることが期待される。

(1) 高齢者・団塊世代は潤沢な金融資産を保有している

わが国では、高齢になるほどその資産残高は増加する。個人金融資産総額は1500兆円にのぼるが、このうち60歳以上の人々はその半分以上を保有する状況となっている。また、今後、団塊の世代が定年を迎え退職給付などを受けることで、さらにこの層の金融資産の増加が見込まれており、団塊の世代を含む55～59歳の年齢層の金融資産は、5年後に現在の60～64歳の年齢層の金融資産の1.2倍にのぼるという推計もある。

また、高齢になるほど全資産に占めるリスク資産保有割合も高くなる傾向があるため、高齢者、団塊の世代の潤沢な個人金融資産は、これまで預貯金中心の金融市場等に大きなインパクトを与えると見込まれている。

こうした中で、この世代の潤沢な金融資産の一部を社会的責任投資に呼び込んでいくことが大いに期待される。

(2) 高齢者・団塊世代は条件があれば社会的活動に投資してよいと考えている

アンケートによると、高齢者・団塊の世代は、自分のお金の使われ方についての関心が高く、条件があれば社会的活動に投資をしてもよいという人の割合も少なからずある。

また、身近な地域に役立つ投資を望んだり、預金がNPOやボランティア活動の助成に使われる場合には低いリターンでもよいとする者も多く、投資を通じた社会貢献欲求が見受けられる。こうした投資意欲を現実の社会的責任投資に結びつけていくことが必要である。

(3) 団塊世代は退職後も資産や能力を社会のために生かすことが期待される

退職の時期を目前に控えた団塊の世代は、これまで日本の企業の発展を支え、企業の労働力構成においても、また賃金の受取においても大きな割合を占めてきた年齢層である。彼らは安定した賃金や比較的高水準の退職給付金、職業を通じた知識・スキルなど、有形無形の資産を保有・蓄積してきた層といえる。

団塊世代の多くは企業人として、コミュニティ活動や社会活動になじみが薄い人生を送

ってきたといえる。アンケート結果からも、団塊世代を含む 55～59 歳男性の社会的活動の経験や関心というものは、他の年齢層と比べても低いものであった。また、インタビュー調査などからも、特に男性が地域コミュニティへの帰属意識が薄いことが示されている。

しかしながら同時にアンケートでは、60～64 歳の年齢層の活動経験や活動への関心が比較的高いことから、団塊世代についても、退職後に社会的活動への参加意欲が高まることが予想される。

このように、団塊世代は退職により企業を離れることに伴って、これまで蓄積してきた資産や能力を社会のために生かす役割が期待される面がある。社会的活動参加に対する彼らの意欲を高めたり、その資産を社会的責任投資に誘導していくようなしくみをつくっていくことが求められる。

高齢者・団塊世代は、このように今後社会的責任投資の担い手となる可能性が期待できるものの、現時点では、活動や投資に対して「知らない」「関心がない」人が圧倒的に多いこと、日本における民間企業やNPOによる社会的活動（公共性や社会性の高い活動）自体が海外と比較しても発展途上にあり、資金の受け手としての組織や活動が脆弱なものであること、高齢者・団塊世代の社会貢献欲求と社会的活動を行う組織をつなぐ資金仲介の仕組みが未発達といった状況にある。

したがって、高齢者・団塊世代の金融資産を社会的責任投資につなぐためには、社会的活動や社会的責任投資に対する意識啓発や情報提供、社会的活動の担い手の育成・支援、資金仲介の仕組みの充実・強化が必要と考えられる。

2. 社会的責任投資に対する意識啓発や情報提供

高齢者や団塊の世代の目を社会的責任投資に向けさせていくためには意識啓発や情報提供が必要である。その際、彼らが比較的信頼を寄せる行政や企業による取り組みが有効と考えられる。また、個人の投資促進という観点から、リスクのある投資への理解を深めるような投資家教育も求められる。

(1) 意識啓発や情報提供における行政の役割

アンケート調査やグループインタビュー調査によれば、NPO など非営利セクターに対して、高齢者・団塊世代の信頼感は必ずしも高くないとの傾向が見られた。また、自治体など行政が関与することで理解や信頼が高まるとの声もあった。こうしたことから、行政が自ら意識啓発や情報提供を担ったり、NPO など活動の担い手、市民金融・市民ファンドによる情報発信に対して、自治体の広報手段で協力するなどの形で支援することが有効と考えられる。

(2) 企業による情報提供やきっかけづくり

団塊世代を含む現役世代にとって、勤務先企業の影響は大きい。社会的活動や社会的責任投資を促進するにあたっては、企業自身が環境問題や社会問題に配慮して社会的責任を果たすのはもちろん、従業員の目を社会的活動や投資に向け支援することが効果的と思われる。日本企業でも、ボランティア休暇や、一部に災害救援活動のための寄付を企業ぐるみで呼びかけるようなケースもみられるが、米国で見られるような給与天引き制度やマッチングギフト型のしくみを活用した寄付活動の促進なども、個人の社会的活動への意識を高めたり、潜在的な意識を具体的な行動につなげるしくみとして有効であろう。

特に、企業とのつながりが非常に強い団塊の世代に対しては、企業側が働きかけを積極的に行っていくことが、社会的活動や社会的責任投資への意識を高めていく上でも非常に効果があると考えられる。退職後の生き方を実りあるものとするような支援として、社会的活動や地域活動も視野に入れたリタイアメントセミナーや、ボランティア体験プログラムなどを団塊世代の退職前に実施することも有効と思われる。こうした取組みにより、活動や投資への関心が高まり、行動に踏み出すきっかけが得られやすくなると考えられる。

(3) 投資行動の基礎となる投資家教育の推進

SRI ファンドやエコファンド等も含めた社会的責任投資は、元本が保証されていないものが多い。したがって、通常の株式投資や投資信託と同様、リスクを踏まえて自らの判断で投資を行っていくことが基本となる。リスク資産の運用一般に関する投資家教育を高年齢者・団塊世代を対象に推進することも重要である。

3. 社会的活動の担い手となるNPO等の育成・支援

社会的責任投資を拡大するにあたっては、社会的活動の担い手となる民間企業の活動促進や非営利セクターの育成・支援が必要となる。特に後者については、我が国の非営利活動は欧米と比べて未だ活動基盤が弱く、社会的理解も十分でない。このため、社会的活動への参加者を増やして活動の裾野を広げるとともに、資金の受け皿となるNPOなど非営利セクターの事業運営能力の向上が必要である。

(1) 地域活動や社会的活動への参加者を増やすための取組

アンケート調査によれば、関心のある活動分野や投資分野は、保健・医療・福祉、環境保全、地域の安全などとなっており、住んでいる地域に着目していると考えられる。したがって、地域の課題への関心やコミュニティ意識を喚起するように情報提供や広報活動を行うことが、参加意欲を引き出すことにつながると考えられる。

一方、特に男性では、現役時代に地域活動や社会的活動へのなじみが薄かったため、情

報やきっかけが得られにくく、なかなか行動に踏み出せないとの指摘がある。こうした状況に対しては、例えば、自治体の広報誌を活用してNPOの活動内容を知らせるような情報発信を行ったり、団塊世代向けのNPOインターンシップを企画する⁸⁰など、自治体とNPOなどが連携して情報提供やインターンシップなどのきっかけづくりに取り組むことが有効と思われる。

(2) 非営利セクターの事業運営能力を高めるための支援の充実

社会的活動が広まるためには、活動の主体であり資金の受け皿でもあるNPOなど非営利セクターが持続的に活動できることが必要であり、そのための運営能力や人材が求められている。アンケート調査からは、市民金融・市民ファンドなど非営利セクターに投資する場合の条件として、運営体制が確立されていることや、融資先・出資先がはっきりと公表されていることなどがあげられ、運営面の強化や、経営の透明性の確保など、事業運営の基盤を確立することが求められている。

米国では、マネージメントサポート組織と呼ばれる中間支援組織が充実し、NPOなど非営利セクターの事業運営や組織管理、マーケティングなどの面で多様な支援を行いその活動を支えている実態が見られた。

わが国においても、NPOサポートセンターのような中間支援組織が活動展開をみせているが、自治体や経済団体、教育機関なども含めた多様な組織の連携の下、NPOの事業運営能力を高めるような支援をさらに充実することが重要となる。

4. 社会的責任投資を促進するための資金仲介の仕組みの充実・強化

高齢者・団塊世代は社会的責任投資における資金の出し手となることが期待されるが、現状では、まだ資金の出し手と受け手をつなぐ仕組みが不十分である。海外では、専門金融機関による融資や個人の寄付を含めた多様な資金チャネルによって社会的活動が支えられており、また、社会貢献意欲を充たす投資の手段が提供されている。日本においても、こうした資金仲介の仕組みが充実・強化されることで、高齢者・団塊世代の金融資産を社会的活動の促進に振り向けることが期待できる。

(1) 貢献意欲を充たす“社会的責任投資”商品開発の必要性

アンケート調査からは、自ら預金・投資したお金がどのように使われるかについての関心は高く、特に自分の住む地域や、あるいは地域を超えた関心の深い分野（環境問題⁸¹な

⁸⁰ 我孫子市の例

⁸¹ 市民の出資を受け、その資金で各地の風力発電事業に対して融資を行う株式会社自然エネルギー市民ファンドは、各地における他の出資の受け皿組織とともに、地域を超えた幅広い出資を受けている。

ど)の活動・サービスに対して、自らのお金が投下されることを強く望んでいる状況が示唆された。その際、元本保証に対する期待は強いものの、必ずしも高いリターンを求めるわけではないという意向も把握できた。

これらを総合すると、高齢者や団塊の世代の貢献意欲を充たしその資金が振り向けられるためには、資金がどのような使われ方をするか、そして、それが実際に地域や社会においてどのような成果をあげられるのかが重要であり、その上でリターンは小さい(あるいはなくとも)いざとなれば元本は引き出したいとの期待には応えられるような金融商品が求められるといえよう。

海外の例をみると、オランダのトリオドス銀行では、環境保護や児童支援など社会的活動に融資を行ったり、利子を寄付にあてるような多種多様な預金商品が設定されている。日本においても、利子が寄付される郵便局の国際ボランティア貯金には約 2700 万件という加入者がある。社会的活動に対する融資を目的とした預金口座や利子の一部を寄付する預金口座などが今後有望な分野と思われる。なお、アメリカやイギリスにおいて地域開発機関への投資に対して税制優遇措置が設けられていたり、環境保全プロジェクトに融資するオランダのグリーンバンクへの預金金利は他の商品より低いもののキャピタルゲイン課税の免除や所得税の控除が受けられるなど、税制上のインセンティブがあり、税制がこうした預金制度の後押しとなっている。

また、地方自治体が発行し地域の施設整備や環境整備に使われるミニ公募債も、自らの資産を地域社会に役立てたいという人々の資金の受け皿として現在人気を集めている⁸²が、これはあくまで自治体の借金であるため、財政規律をもった適切な運用が望まれる。

(2) 複数機関の連携によるリスクの低減と持続性のある資金仲介の仕組みの充実・強化

現状では、NPO 活動に対する投融資の仕組みは未だ萌芽期にある。活動の主体である NPO などに対する金融機関の融資については、NPO に関する情報が不足しており、営利企業に対する融資の際の審査方法や融資基準などが適用しにくいこともあり、実績はごく少ない。一方、市民金融・市民ファンドにおいては、出資者と融資者のミスマッチが課題となったり、認知度の問題から幅広い出資が得られないといった課題もある。

こうした課題に対して、地域によっては金融機関と自治体、市民金融・市民ファンドと自治体などが自らの得意分野を生かして協力しあうことで少しでもリスクを減らし持続性のある金融システムを構築しようとする動きも見られている。このような連携の方策としては、市民金融・市民ファンドや中間支援組織などが事業内容や社会性の審査を行い金融機関が財務上の審査や手続きを行ったり、また、自治体が、市民金融・市民ファンドに対して出資や融資をしたり、金融機関に対してリスク負担を前提としながらも後押し的に最小限の利子補給や損失補償などの支援措置を講じることなどが考えられる。

⁸² ミニ公募債のなかには、国債利率より低い条件でも大きな人気を集めているものも少なくない

(3) 寄付活動を促進する仕組み

非営利セクターの中でも、特に慈善的性格の強いNPOについては、寄付による財源確保が重要となる。

アンケート調査からも明らかなように、寄付したお金の使われ方に対する不信感が強くあって寄付しないとする人も多く存在し、こうした不信感を払拭するようしくみも強く求められてくる。

例えば、オランダではNPOの評価機関が存在し、市民が寄付を行う際の参考となるガイドラインやNPOの運営に関しての情報を提供しているが、日本においても、こうした評価機関について検討する余地が大いにあるといえる。その際、評価機関にとって安定的な財政基盤をいかに確保するかが課題となり、行政からの助成、寄付、評価やその他のサービス提供による事業収入など多様な資金チャネルを検討していく必要がある。

寄付を促進する仕組みとしては、寄付金を集め配分する仲介組織の充実も考えられる。米国では寄付を仲介するコミュニティファンドや給与天引き制度を活用した仲介組織が機能しており、わが国においても一部こうした活動がみられはじめているが、さらに普及・拡大させていくことが必要である。

さらに、海外の例では、個人や企業の寄付を後押しするものとして税制が活用されている。わが国でも寄付税制の一層の活用についても検討していくことが必要であろう。

本調査は内閣府の委託を受けて株式会社野村総合研究所が実施したものであり、調査の実施にあたっては、生活者に対するアンケート調査、グループインタビュー調査、金融機関・自治体等へのインタビュー調査を実施し、さまざまな意見を把握することができた。また、有識者による調査検討委員会を設置し、各方面の有識者の方々から貴重な意見をいただくことができた。関係各位に対し、ここに厚く御礼申し上げます。